
姫路市パークマネジメントプラン



令和2年6月

— 目 次 —

第1章 姫路市パークマネジメントプランとは.....	1
1-1 策定の背景.....	1
1-2 「パークマネジメント」とは.....	2
1-3 『姫路市パークマネジメントプラン』が目指すもの	2
1-4 プランの位置づけ	3
1-5 対象とする公園緑地	4
第2章 プランに関連する計画や制度の動向.....	5
2-1 上位関連計画	5
2-2 国の動向や考え方	9
第3章 市立公園における現状.....	12
3-1 市立公園の維持管理状況	12
3-2 市立公園の活用状況	19
3-3 市立公園に対する市民の意見	21
(1) 利用者アンケート調査.....	21
(2) 公園愛護会アンケート調査.....	24
第4章 課題の整理.....	27
4-1 課題の整理	27
4-2 パークマネジメントにおける視点.....	29
第5章 パークマネジメントの方針	31
5-1 目指す公園の姿.....	31
5-2 目指す公園の姿を実現する3つの柱	31

第6章 市立公園の類型化とワークショップ等の実施.....	33
6-1 市立公園の類型化	33
6-2 ワークショップの実施.....	35
(1) ワークショップの概要	35
(2) 結果の整理	36
6-3 桜山公園における試行的マルシェの開催	42
(1) 開催概要	42
(2) 桜山公園マルシェの開催にあたり実施した会議概要	43
(3) 出店者アンケート調査	43
(4) 来園者アンケート調査	45
(5) 桜山公園マルシェ開催の効果と課題の整理	47
第7章 パークマネジメントの実践.....	49
7-1 パークマネジメントの展開方針	49
7-2 パークマネジメントの取り組みメニュー	50
(1) 展開方針1：地域で“育てる”公園	50
(2) 展開方針2：市民といっしょに“よみがえらせる”公園	52
(3) 展開方針3：事業者との連携で“稼ぐ”公園	54
(4) 取り組みメニューへの着手方法（各展開方針共通）	57
7-3 パークマネジメントの進め方	59
(1) 本プランでのPDCAサイクル	59
(2) ポジティブにアップしながら	59
参考資料.....	61

第1章 姫路市パークマネジメントプランとは

1-1 策定の背景

公園は、都市の中にある単なる空間なのでしょうか。公園を、市民にとって身近な場所にある生活を彩る空間ととらえたとき、どのような考え方ができるでしょうか。近年、市民が都市公園などのオープンスペースに関わることの価値や効果として、シビックプライド※¹の醸成につながることや、人々のサードプレイス※²の場となることの認識が広まりつつあります。市民が公園緑地に積極的に関わることで、公園を日常的に楽しく過ごせる場としていくことは、都市が持続し、豊かになっていくために必要なことです。そのため、市民がより公園の利活用をしやすいするための取り組みが必要になっていると考えられます。

一方で公園は、行政が管理する行政財産でもあります。公園を、効果的、効率的に維持管理・運営管理することが必要になっています。姫路市（以下、「本市」という。）には現在、約950か所の公園があります。これらの中には、公園を取り巻く社会環境等の変化に伴い、利用度が低下し、それにより公園の荒廃が進み、その結果として維持管理費が増大するなどの課題が生じているものがあります。

また行政としては、今後加速する高齢化や人口減少社会の到来などに対応できる政策が必要になっています。そのため、緑とオープンスペースに関する政策は、公園面積の確保や緑地の保全といったこれまでの観点だけでは不十分になっています。公園が有する緑とオープンスペースの多機能性を、都市のため、地域のため、市民のためにどう引き出していくかが重要になっていくと考えられます。

以上のような背景により、これからの都市公園事業には、行政だけではなく、市民、事業者、地域コミュニティなど様々な主体が参加・連携するという、新しい発想で取り組んでいく必要があります。そのため、限られた予算や人材の中で、公園緑地が有する資源や機能を十分に生かし、効率よく最適な効果を得られるように、経営的な視点で公園を運営管理していく「パークマネジメント」の発想が重要になります。

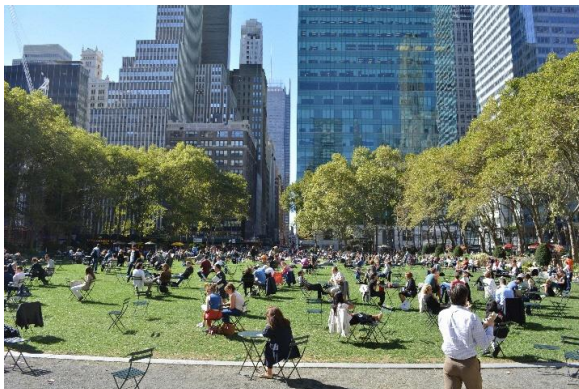


写真 市民のサードプレイスとなっている公園
(ブライアントパーク/ニューヨーク)

※1：シビックプライド

住んだり働いたりしている都市に対して、「誇り」や「愛着」を持って、自らもこの都市を形成している1人であるという認識を持つこと。

※2：サードプレイス

自宅（ファーストプレイス）や職場・学校（セカンドプレイス）ではない、一個人としてくつろぐことができる第三の居場所。

1-2 「パークマネジメント」とは

一般に「パークマネジメント」とは、「公園を高品質に管理運営するために、各公園の理念、基本計画、基本方針に則り、顧客である市民の利益を増進することを念頭に、管理運営の目標を明確にし、管理運営のあり方を戦略的に企画し、諸条件、ニーズを踏まえた管理運営計画を立て、確かな技術と熱意でそれを効果的、効率的に、また経営的な感覚を持って実践するとともに、一連の活動を評価し、常に改善し続けること。」と定義されています。つまり、公園をより価値ある場にするために、公園の管理運営のあり方を目的別に定め、公園に関わる主体それぞれが実践すべき考え方であると言えます。

また、平成29年6月の「都市緑地法等の一部改正する法律」の施行に伴う規制緩和により、これまでの行政による画一的、管理的な公園サービスだけでなく、民間と連携した新たな取り組みが生まれています。パークマネジメントの実践が、都市の抱える課題を解決するきっかけになることが、都市の魅力を向上させる上で非常に効果的になっています。

1-3 『姫路市パークマネジメントプラン』が目指すもの

緑とオープンスペースが一定程度確保された本市のような地域では、都市公園の維持管理は総合的なまちづくりの一端を担うものであると考えることが重要です。このことは、都市公園が有する緑とオープンスペースの多機能性を効果的、効率的に発揮するためには、従来の延長ではない手法で公園の維持管理に取り組むということでもあります。それは、公園間の機能分担による緑のネットワーク化の促進、個々の公園の特性に応じた維持管理手法の導入、また、利用者が公園に求めるものの変化や社会状況の変化に応じて都市公園を再整備、再編することなども見据えるものであります。

したがって、本市のパークマネジメントプラン（以下、「本プラン」という。）は、公園の多機能性が発揮され、公園をより価値ある場へとしていくための方向性を示すものとし、それに向け、市民、事業者、行政それぞれが、総合的なまちづくりの一環として、主体的に公園に関わり、また、相互に連携していくための仕組みの検討を行います。

本市の公園は様々な課題を抱えています。これらを解決するためには行政だけでは限界があり、市民のみなさんといっしょに課題解決のために取り組んでいくことが必要です。そのため、地域コミュニティによる公園の関わり方を見直したり、公園を維持管理するための財源を公園内で稼ぐ工夫をしたり、市民の力で公園を再生する仕組みを作るなど、これまでの画一的な公園の維持管理手法を見直していきます。それにより、市民のみなさんにこれまで以上に、本市の公園緑地を身近に感じてもらい、そして、使いこなしていただくことを目指します。本市がより一層暮らしやすく、魅力的な都市になるために、市民による積極的な公園利活用のための基本方針、体制、仕組みを明確にした実現性の高いプランとします。

1-4 プランの位置づけ

本プランは、本市の上位計画に即し、主な関連計画との整合や連携を図りながら取り組んでいくものとします。

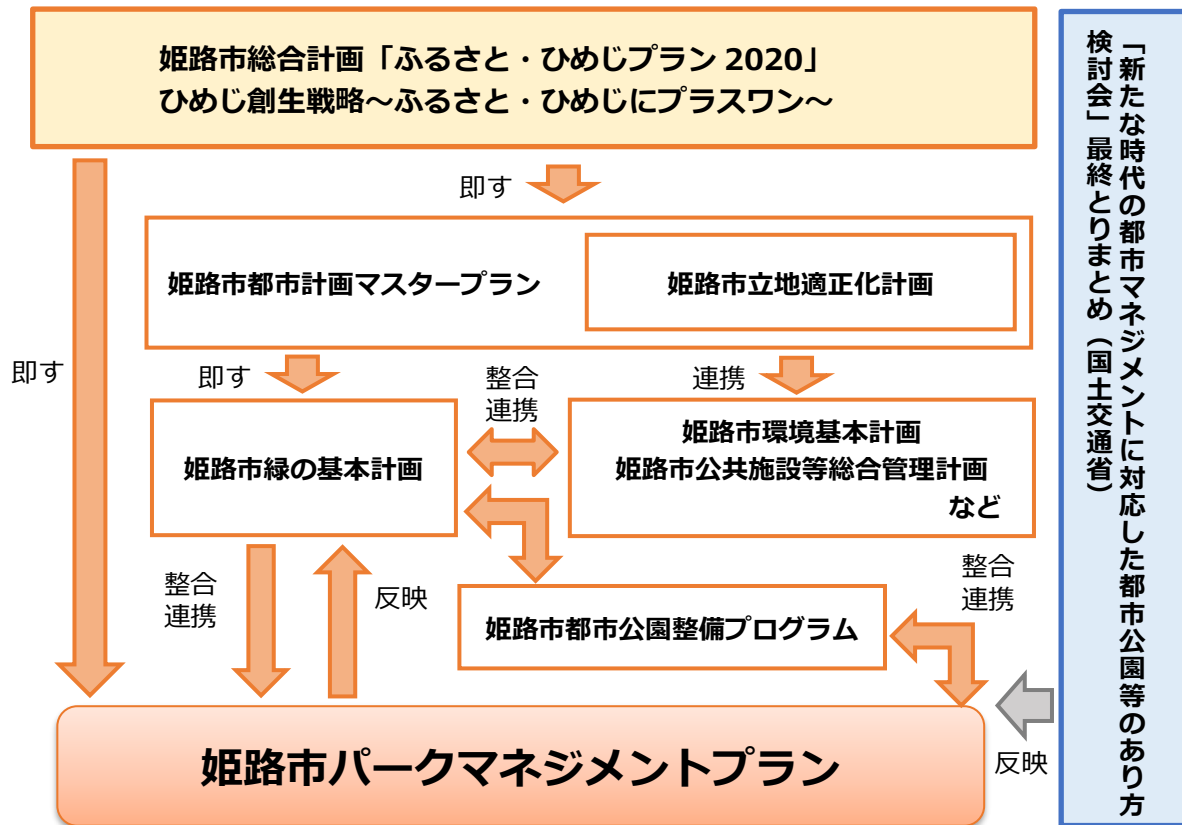


写真 958の市立公園がある姫路市

1－5 対象とする公園緑地

本プランは、市内の市立公園を対象とします。

令和2年3月31日時点での市立公園の概要は次のとおりです。

表 対象公園（市立公園）の概要

種類		種別	箇所数	面積(ha)
都市公園	住区基幹	街区	804	91.54
		近隣	30	46.27
		地区	12	44.26
	都市基幹	総合	7	141.75
		運動	1	8.00
	特殊	風致	1	0.45
	緑地	緩衝緑地	1	72.83
		都市緑地	9	9.12
		河川緑地	50	48.57
		緑道	6	11.26
	小計		921	474.05
都市公園以外		37	9.33	
計		958	483.38	

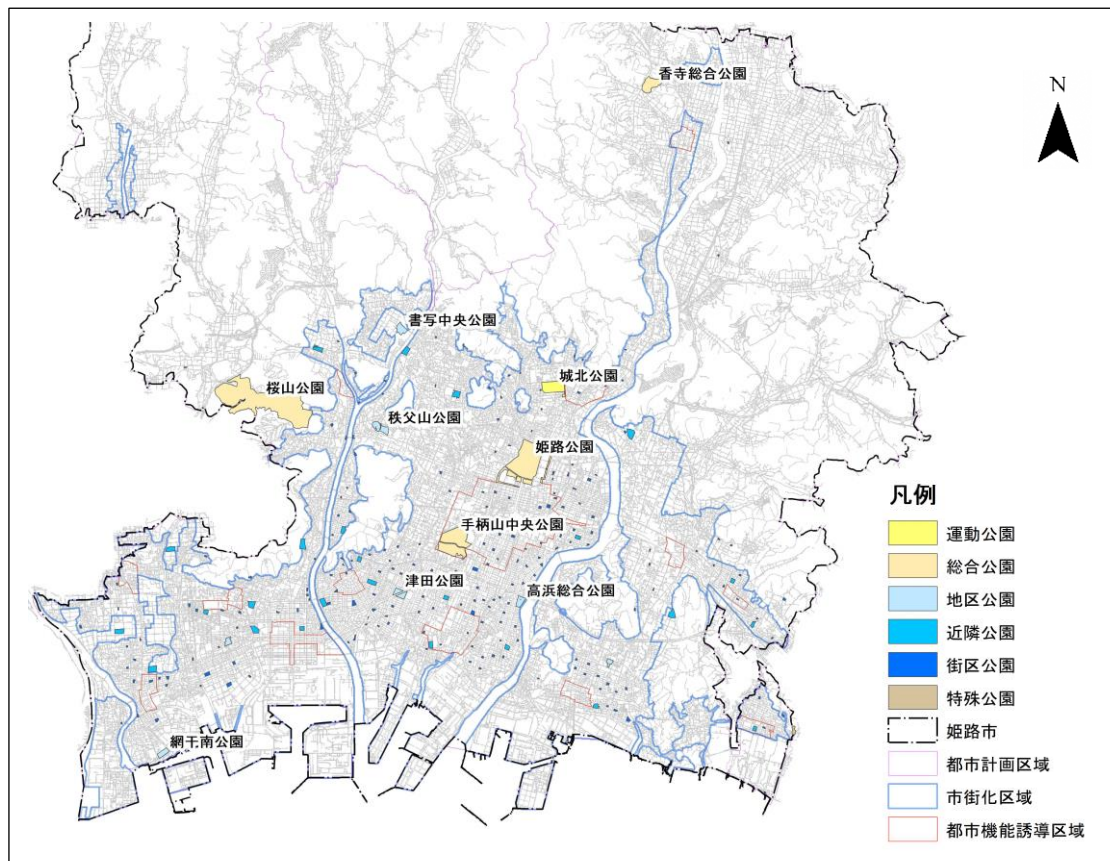


図 主な対象公園位置図

第2章 プランに関連する計画や制度の動向

2-1 上位関連計画

本プランに関する上位関連計画には、「姫路市総合計画」、「ひめじ創生戦略」、「姫路市都市計画マスタープラン」、「姫路市立地適正化計画」、「姫路市緑の基本計画」、「姫路市都市公園整備プログラム」などがあります。

「姫路市総合計画」は、長期的な展望の下、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるものです。基本理念や目指すべき都市像の実現のための基本目標を踏まえて、本プランの内容を検討することが重要になります。パークマネジメントの取り組みと目指す方向性が近いものについては、総合計画に基づく各種政策と十分に連携しながら進めていく必要があります。

「ひめじ創生戦略～ふるさと・ひめじにプラスワン～」は、2060年までの本市の姿（人口ビジョン）を展望し、人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域社会を維持するため、将来に与える影響や課題、今後取り組むべき方向性を市民全体で共有することを目的に策定されています。戦略の中では、「人口減少問題への対応の方向性」に基づき、5つの基本目標を掲げ、その達成に向けた施策が設定されています。そこには、地域づくりの担い手として期待される高齢者が実際に活動を始められるように支援等を行う「社会貢献活動の促進」や、市民主体の「健康づくり活動の推進」など、公園における展開が考えられるものもあります。本プランの取り組みに際しては、これらの施策と連携しながら進めていきます。

表 5つの基本目標・19の施策（出典：ひめじ創生戦略）

基本目標	成果指標	施策
地域経済を活性化し、安定した雇用を創生	・製造品出荷額等の全国シェア、県内シェア ・従業者数（製造業） ・工場立地件数	施策① ものづくり力の強み、起業家支援、産官学等連携を活用した競争力の強化
		施策② 企業立地の促進による雇用の安定
		施策③ 職業教育と就業機会の充実
		施策④ 地域の特色を活かした農林水産業等の振興
学び、働き、暮らし、交流する新しいひとの流れを創生	・東京圏・大阪府への転出超過数 ・総入込客数	施策⑤ 都市イメージの向上
		施策⑥ MICEの推進
		施策⑦ インバウンドを踏まえた観光戦略の展開
		施策⑧ 移住・定住支援の充実
		施策⑨ 優秀な人材の確保・活用と多様な人々の就労や登用の支援
生涯を通じていきいきと活躍できる社会を創生	・高齢者（65～74歳）の有業率 ・健康寿命	施策⑩ 社会貢献活動の促進
		施策⑪ 高齢者の就業・起業への支援
		施策⑫ 健康づくり活動の推進
出産、子育てにやさしい社会を創生	・合計特殊出生率 ・女性（30～39歳）の有業率 ・「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	施策⑬ ライフステージに応じた切れ目のない支援
		施策⑭ 子ども・子育てを見守る地域活動の維持
		施策⑮ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
播磨の中核都市として魅力ある都市・圏域を創生	・播磨圏域連携中核都市圏ビジョンに定める連携事業の進捗率 ・公共交通機関の乗車人員 ・中心市街地の居住者数	施策⑯ 連携中核都市圏構想による圏域の活性化
		施策⑰ 地域課題克服による日常生活圏の充実
		施策⑱ 高次都市機能の集積等による中心市街地活性化の強化・推進
		施策⑲ 行政マネジメントの強化

「姫路市都市計画マスタープラン」は、本市の長期的なまちづくりの方針を総合的、体系的に示すものです。プランの中では、「水と緑の基本方針」が示されており、「公園・緑地」の観点においては、整備に関する方針とともに、既設公園の有効活用やリニューアルに関する方針が示されています。この方針と整合を図りながら、パークマネジメントの取り組みと合わせて進められることについては、相互に連携して進めていきます

（４）公園・緑地

① シンボルや拠点となる公園・緑地の整備

- ・多様な市民ニーズに対応するため、世界文化遺産姫路城を中心とした本市のシンボルゾーンとして姫路公園、都心近郊にある緑とスポーツ及びレクリエーションの拠点として手柄山中央公園の整備を図ります。世界文化遺産姫路城及びその周辺区域では、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づく緑の保全管理を進めます。
- ・市川、夢前川等の河川敷を利用した河川緑地や臨海部における公害の防止、緩和と市民の憩いの場として緩衝緑地の良好な維持を図ります。
- ・名古屋山霊苑については、花と緑に包まれた市民の憩いの場として整備を図ります。



▲姫路公園

② 身近な公園・緑地の整備

- ・市民に身近な憩いと緑による潤いを与える地域交流の場、災害時における避難場所等を確保するため、市街化が進みつつある地域においては、公園整備の優先度を考慮しながら、まとまった規模を持つ公園の計画的な整備を図ります。既成市街地など、面的な緑を新たに増やすことが困難な地域においては、都市公園のみならずスポーツ広場やチビッコ広場等を含めた多様な整備手法により、地域での子育てにも寄与する身近な公園・緑地の確保を図ります。

③ 都市計画公園・緑地の見直しと既設公園の有効活用

- ・本市の都市計画公園・緑地の整備率は約46%（平成26年3月31日現在）であり、長期未整備の公園・緑地が多く残っています。将来にわたり効率的かつ責任ある都市施設の整備を推進するため、長期未整備の都市計画公園・緑地の廃止を含めた都市計画公園・緑地の見直しを行います。
- ・既設公園については、質の向上を目的とした再整備や維持管理のあり方について検討を進めます。また、老朽化が進む公園施設の効率的な更新や公園利用者の変化やニーズに合わせたリニューアル等を推進します。

図 分野別基本方針「水と緑」の内公園・緑地（出典：姫路市都市計画マスタープラン）

「姫路市立地適正化計画」は、本市の居住機能及び都市機能の立地、公共交通等に関する包括的なマスタープランとして、概ね20年後の都市の理想像の実現を目指すものです。本プランでは、「姫路市立地適正化計画」が示す将来の都市構造を踏まえ、パークマネジメントの取り組みを検討します。

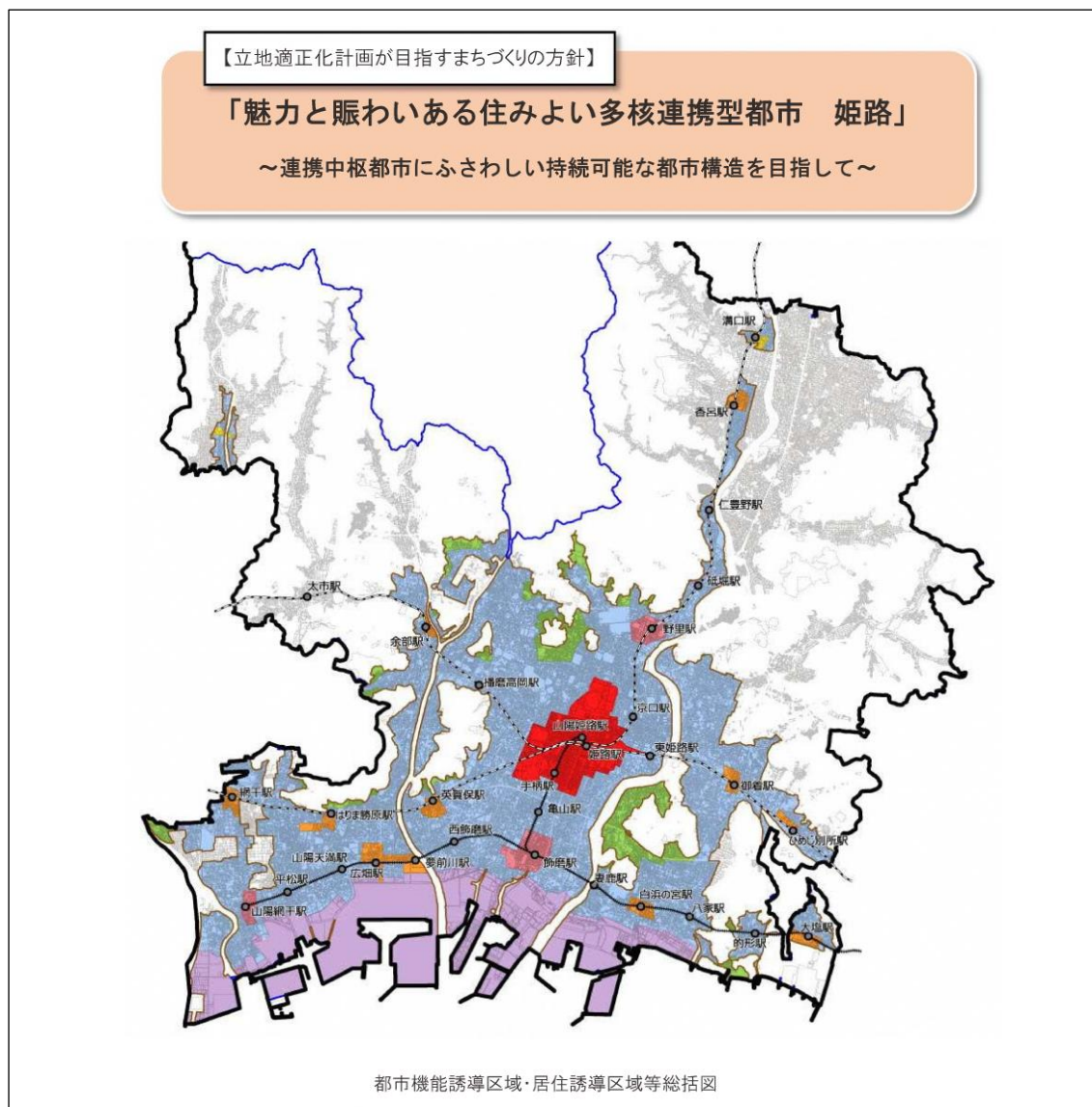


図 まちづくりの方針と都市機能誘導区域・居住誘導区域等総括図（出典：姫路市立地適正化計画）

「姫路市緑の基本計画」は、本プランが整合・連携すべき直接の上位計画であり、本市における緑地の適正な保全や緑化の推進について総合的に示すものです。緑の将来像や目標、施策などを定め、都市公園の整備及び管理の方針などが示されています。計画では、基本理念に『多様な自然と歴史を次世代につなぐ、緑の交流都市づくり』を掲げ、その実現に向けた3つの基

本方針と、その方針の下で推進する施策が示されています。本プランに特に関連するものとしては、「みんなで活かす緑」の基本方針の下で進められる施策として挙げられる、「既存ストックの利活用」「CSRを通じた緑の保全」「緑づくりに関する広報、PRの推進」があります。これらの方向性に合わせながら、パークマネジメントの取り組みを進めていきます。

みんなで 守る緑	本市の骨格となる緑や特色のある緑について、開発の抑制を図るなどにより次世代へつなぐ緑の保全を推進します。
みんなで 活かす緑	市民・企業等の各主体が積極的に緑の維持保全へ参加できる仕組みづくりを進めます。また、既存の緑を活かした取り組みを通じて、都市部と山間部等の交流を推進します。
みんなで 創る緑	本市の公園緑地や公共施設等の緑について、新たな施設緑地整備や緑化等の誘導を図るなどにより次世代へつなぐ緑の創出を推進します。

図 計画の基本方針（出典：姫路市緑の基本計画）

「姫路市都市公園整備プログラム」は、近年の厳しい財政状況下においては、整備効果の高い公園を効率的・選択的に整備する必要があることから、これからの公園の整備方針と整備時期を示したものです。土地区画整理事業等の関連事業の実施計画等も踏まえ、概ね20年以内に事業化が見込まれる都市計画公園を対象に、優先的・重点的に取り組む公園を選定し、整備期間を3期に区分して計画的に整備を進めていく方針が示されています。

2-2 国の動向や考え方

① 新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的な考え方

国土交通省では、我が国の緑とオープンスペースが抱える課題を踏まえ、新たなステージに向けた戦略を以下のように整理しています。そこでは、「緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進」「より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化」「民との効果的な連携のための仕組みの充実」が重点戦略として挙げられています。



図 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会
最終報告書概要〔平成28年5月〕（出典：国土交通省ホームページ）

また、都市公園は防災、環境保全、健康・レクリエーション空間、文化伝承、子育て・教育など、多様な機能を有しています。そのため、時代の変化やニーズの変化、都市の状況や個々の都市公園の特性等に応じて、適切な維持管理や運営管理を行い、これらの機能を維持・向上させるための工夫を継続的に行うことが必要であるとしています。

② 都市緑地法等の一部改正について

上記の動きを踏まえ、都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が、平成29年6月に施行されました（一部については平成30年4月施行）。民間活力を最大限に生かして、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを狙いとして法改正がされています。

背景・必要性

- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - － 景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 - ✓ 量的課題
 - － 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
 - － これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓ 質的課題
 - － 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
 ⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界
 - …「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」（閣議決定）において都市農地の確保、保有所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

概要



図 都市緑地法等の一部改正の概要 （出典：国土交通省ホームページ）

③ 都市公園における民間事業者との連携手法について

①で紹介した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園のあり方検討会 最終報告書」では、「民との効果的な連携のための仕組みの充実」が示されましたが、国土交通省は報告書に先立ち、「官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン(平成26年4月1日現在)」を作成し、民間事業者との連携による都市公園の魅力向上に向けた取り組みの普及・促進を図ってきました。

また、先に示した、都市緑地法等の一部を改正する法律により改正された都市公園法では、民間活力による新たな都市公園の整備手法として、公募設置管理制度（以下、「Park-PFI」という。）を創設し、公園の再生・活性化を推進しています。

これらの結果、公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力が活用されるようになるなど、様々な官民連携の手法の導入が進んでいます。

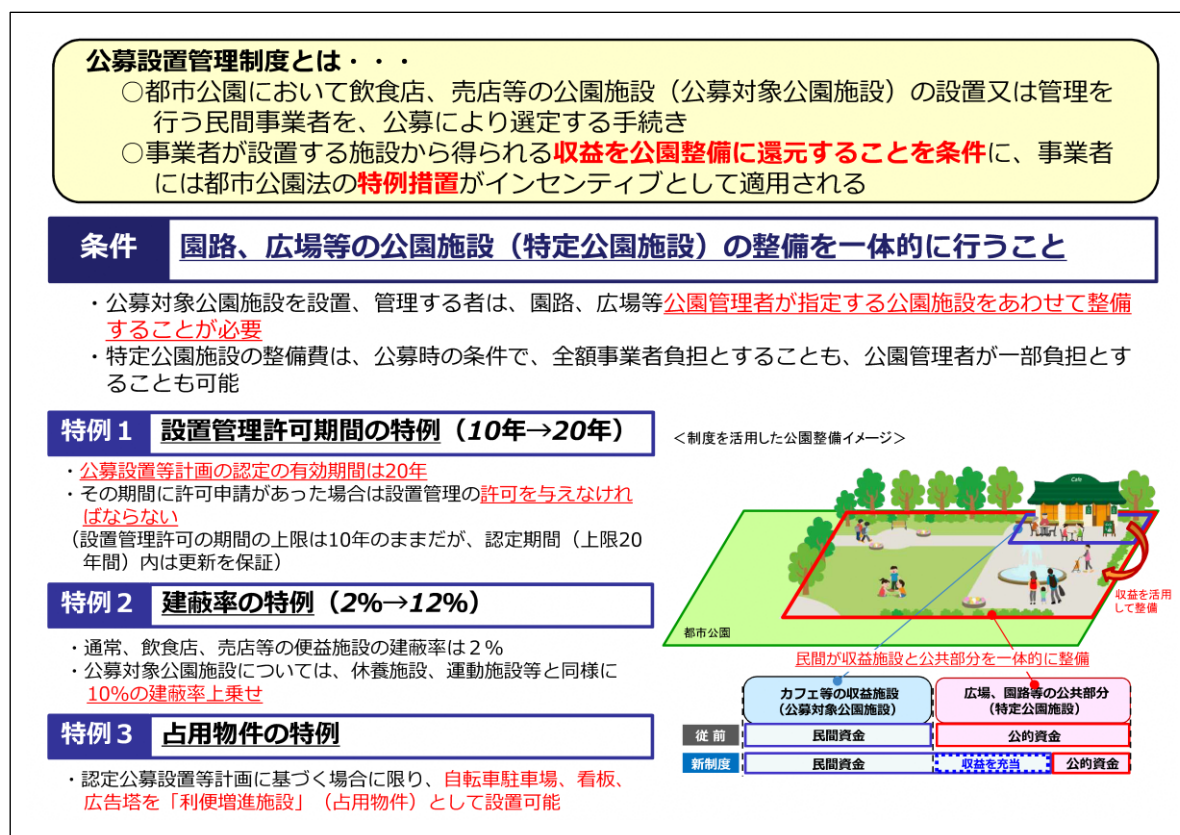


図 公募設置管理制度の特徴（出典：国土交通省ホームページ）

第3章 市立公園における現状

3-1 市立公園の維持管理状況

① 公園施設の老朽化の状況

本市では、約950の市立公園が供用されています。このうち、供用開始後40年以上経過している公園が約30%を占めており、20年以上経過している公園が全体の4分の3に上ろうとしています。公園施設が整備されてから時間がたったこれらの公園では、公園施設の劣化が進行しており、施設の魅力の低下や安全面での不安などが生じています。

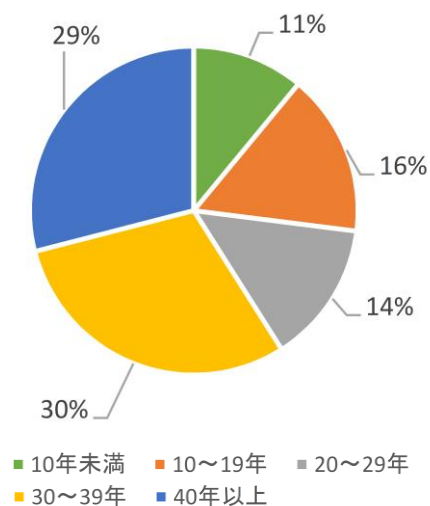


写真 供用開始から時間が経過した公園

図 公園供用経過年数の割合（公園データベースより作成）

② 維持管理内容および維持管理費用

本市の市立公園で行われている維持管理作業には、規模・併設施設等にもよりますが、樹木剪定・伐採、清掃、ゴミ回収処分、除草、除草回収処分、除草剤散布、公園樹木への殺虫剤散布、遊具点検、遊具修理、トイレ清掃などがあります。維持管理作業は内容により、市、公園愛護会、業者委託で役割分担しています。分担の内訳を次ページの表に示します。

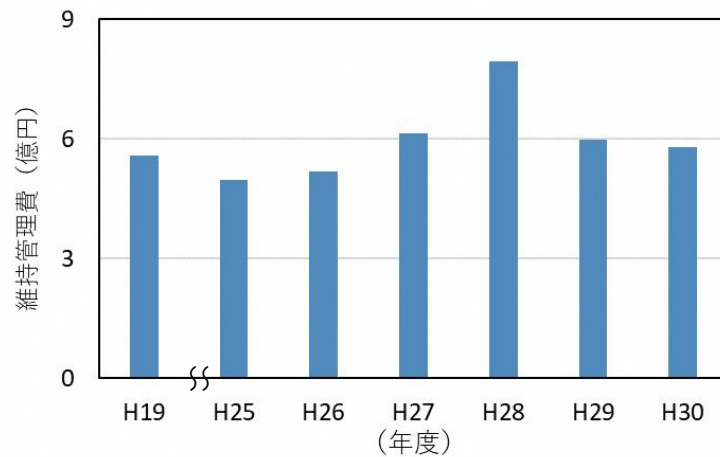
表 維持管理内容と役割分担

維持管理内容	市	公園愛護会	業者委託
樹木剪定・伐採	◎		○
清掃		◎	○
ゴミ回収処分	◎		○
除草	○	◎	○
除草回収処分	◎		○
除草剤散布	◎		
公園樹木への殺虫剤散布	◎		
遊具修理	◎		○
遊具点検	◎		
トイレ清掃		◎	○

※管理業務の担い手：主になるものを◎、従となるものを○で示す。

(出典：2018調査資料第182号/平成30年12月/姫路市議会事務局)

維持管理費用には、植物管理（剪定、除草等）、工作物管理（修繕、災害復旧等）、清掃、電気・水道代、公園灯LED化、公園愛護会委託料などが含まれています。平成30年度決算では維持管理費として総額5.78億円を計上しています。維持管理費用は、施設の老朽化や人件費の高騰もあり、大きな費用を割き続けざるを得ない状況が続いています。



③ 公園愛護会制度

公園愛護会とは、公園を安全に気持ちよく利用できるように日常管理活動を行う団体で、公園周辺の自治会、子ども会、老人クラブなどの地域団体により組織されています。平成31年4月時点では、908か所の市立公園で927団体の公園愛護会が活動しており、全公園のうち9割以上の公園で公園愛護会が結成されています。

本市の公園愛護会制度は、「姫路市公園愛護会活動実施要領」に基づいて運用されており、具体的な活動内容や回数、委託料については「公園愛護会委託契約書」に記載されています。姫路市の公園愛護会制度の概要を以下の図に整理します。

公園愛護会の活動内容は、清掃や除草、公園施設の損傷箇所の通報の他、グラウンド等の利用調整をしたり、公園に対する要望の取りまとめの役割を担ったりしています。

図 姫路市の公園愛護会制度の概要

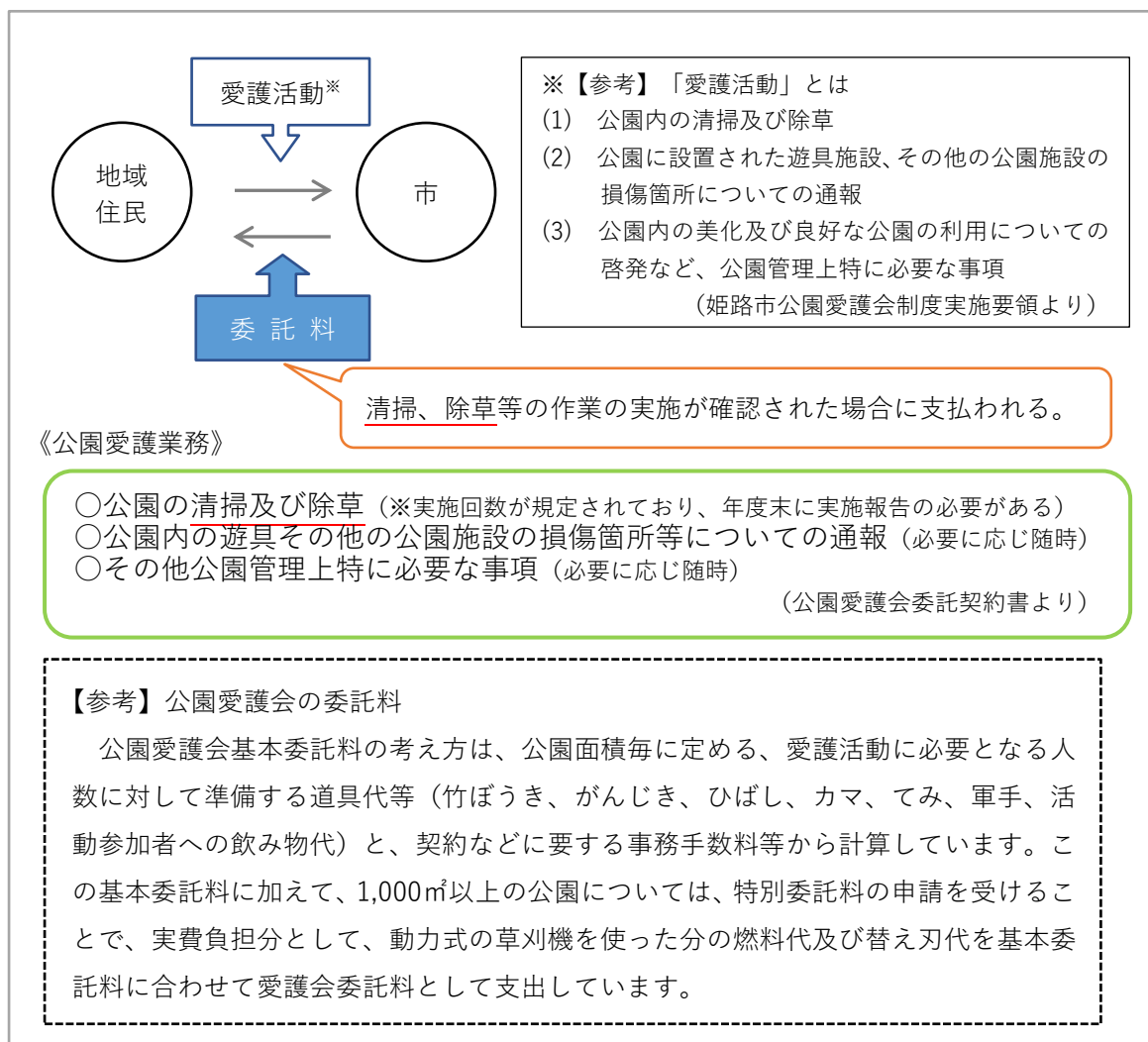


表 公園種別ごとの管理区分

種 類			種 別	箇所数	面積 (ha)	管理区分	
						愛護会	業者
市立公園	都市公園	住区基幹公園	街 区	792	91.09	760	2
			近 隣	29	45.17	34	9
			地 区	12	44.26	14	6
		都市基幹公園	総 合	7	141.75	3	3
			運 動	1	8.00	1	—
		特殊	風 致	1	0.45	2	—
		緑地	緩衝緑地	1	72.83	2	10
			都市緑地	9	9.12	5	3
			河川緑地	50	48.57	69	2
			緑 道	6	11.26	3	3
		小 計		908	472.50	893	38
		都市公園以外			37	9.33	34
	計			945	481.83	927	38

(平成31年4月時点)

公園愛護会を対象としたアンケート調査によると、月1回以上の高頻度で活動する団体が全体の44%を占めています。また、1回あたりの活動人数は6人～15人が42%で最も多く、次いで16人～30人が25%を占めている一方で、5人以下と少人数で活動している団体もあります。アンケート調査の詳細は27ページ以降を参照。

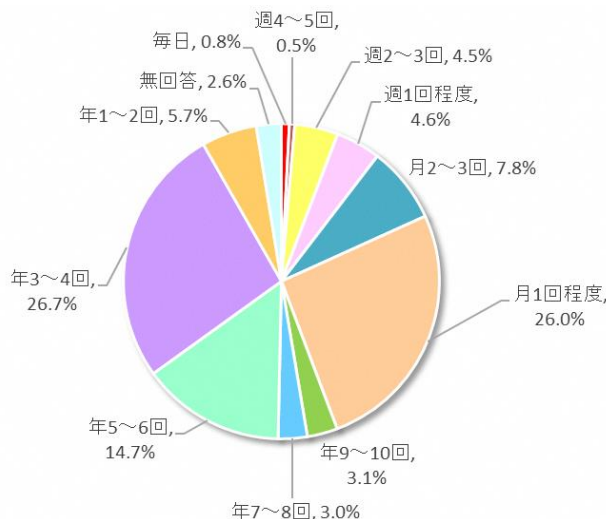


図 公園愛護会の活動頻度

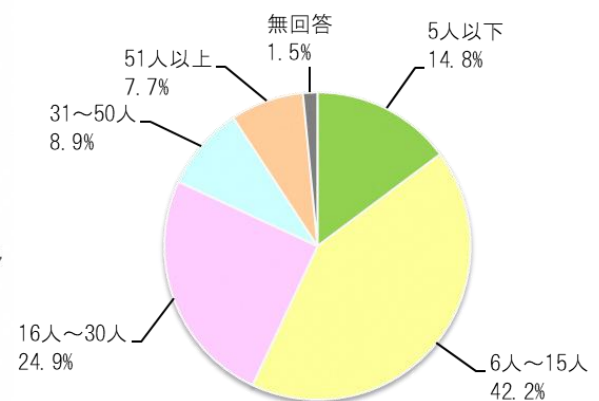


図 公園愛護会活動の1回あたりの活動人数

(公園愛護会アンケート調査/平成30年実施)

④ 指定管理者制度の導入状況

本市では、桜山公園（公園種別：総合公園）で指定管理者制度を導入し、民間事業者による公園緑地の維持管理・運営管理を実施しています。

表 桜山公園、姫路市自然観察の森の指定管理者制度の概要

施設名	桜山公園	姫路市自然観察の森
施設所在地	姫路市太市中 9 1 9 番地 5	姫路市太市中 9 1 5 番地 6
指定管理者	神姫バスグループ共同事業体 代表団体：株式会社ホープ 構成員：神姫バス株式会社	
指定期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）	
指定管理者が行う業務	①行為に関する許可に関すること。 ②行為に関する許可に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 ③桜山公園の維持管理に関すること。 ④前 3 号に掲げるもののほか、桜山公園の管理に関し、市長が必要と認めること。	①自然観察その他、自然に親しむ学校教育及び社会教育活動の指導・啓蒙。 ②自然環境の調査及び研究。 ③自然保護活動の育成及び指導等。



（自然観察会の様子）



（自然解説をするボランティア・メンバー）

写真 指定管理者の活動内容（姫路市自然観察の森ホームページ）

⑤ 市立公園の利用条件

本市では、市民のみなさんが安全で快適に市立公園を利用できるよう、姫路市立公園条例の第 6 条で公園内での行為の禁止事項（利用条件）を定めています。また、公園施設の占有や一定の行為を行う際には申請が必要です。次ページに市立公園の利用条件を示します。

⑥ 市立公園の利用に関する情報発信

市民のみなさんの利用を手助けするため、市のホームページには市立公園の利用方法、占有許可の手続きなど公園の利用に関する情報を掲載しています。また、市立公園を、利用目的や小学校校区、地図から検索ができるように「公園めぐり」というページを開設しています。

【参考】市立公園の利用条件

■姫路市立公園条例（抜粋）

姫路市立公園条例第6条

（行為の禁止）

第6条 都市公園内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 都市公園の施設又は土地を損傷し、又は汚損すること。
- （2） 鳥獣類、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （3） 植物を採取し、竹木を伐採し、又はそれらを損傷すること。
- （4） 土地の形質を変更すること。
- （5） はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。
- （6） 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- （7） 立入禁止区域に立ち入ること。
- （8） たき火をし、又は火気を持ち遊び、その他これらに類する危険な行為をすること。
- （9） その他都市公園の景観を害し、又は管理に支障のある行為をすること。

■姫路市立公園での一般的な禁止事項（公園の共通看板）

公園では次のことを守りましょう

-  公園内は禁煙です。
-  ゴミは必ず持ち帰りましょう。
-  犬を放さないようにしましょう。
犬のフンは飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。
-  近くの家や他の公園利用者に迷惑となる球技（野球など）や、遊びをしないようにしましょう。
-  木や花、遊具等を傷つけないようにしましょう。
-  バーベキューや花火、火遊びをしないようにしましょう。
-  自動車、オートバイを乗り入れないようにしましょう。
-  営業（物販等）、広告等は禁止しています。
-  公園内に物置等を設置するときや、公園をイベント等で独占的に使用するときは事前に市の許可が必要です。

公園愛護会・姫路市 ☎079-221-2413

※この内容に加えて、各自治会の判断でさらに項目を加える場合は、要望書をいただくことによって別途、追加の看板を作成し、公園に設置しています。

※兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」により、公園内は禁煙です。

【参考】市立公園の利用案内（姫路市ホームページ）

■市立公園の利用に関する提供情報

○ 公園施設の利用申込の案内

公園の施設（スポーツ施設など）の利用申込方法について紹介しています。テニスコートを利用しようとする場合は、公共施設予約システムで申し込みます。ソフトボール場及び多目的広場は、市役所9階公園緑地課窓口で受付しています。

○ 公園に関する手続き（占用許可など）

公園施設の占用や、一定の行為を行う際に必要となる申請手続き（占用許可申請、行為許可申請）について案内しています。

○ 公園に関するよくある質問

公園についてよくある質問について掲載しています。

○ 公園関係申請書様式一覧

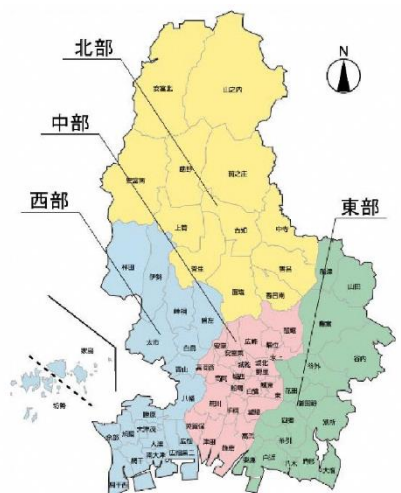
公園の使用や占用など、公園に関して申請手続きが必要な場合の様式を紹介しています。

<掲載されている様式の例>

- ・公園内行為許可申請書
- ・公園占用許可申請書
- ・公園使用料減免申請書
- ・公園占用許可事項変更許可申請書
- ・公園占用廃止申請書
- ・公園施設設置許可申請書
- ・公園施設設置許可事項変更許可申請書
- ・公園施設管理許可申請書
- ・公園施設管理許可事項変更許可申請書
- ・公園内害虫等駆除申請書
- ・公園内除草剤散布申請書

■市立公園検索ページ「公園めぐり」

<校区別検索>



中部				
西谷区	荒川	錦台	城野	城島
城東	城北	城東	船場	高田
西田島	西田	津田	手嶋	紙島
野上	白鷺	池	山崎	橋位
永上	安室	安室東		

東部				
赤田	本原	四原	白田	谷西
谷井	富原	北田	船津	別所
内原	朝田野	安原	八木	山田

西部				
吉山	橘王	橘王西	家島	伊勢
永原	大津	大津茂	船原	船原
曾左	白島	林田	広和	広和丁
坂越	西大津	堤根	八幡	金原

北部				
瀬原	瀬田	瀬田南	古和	上原
菅生	中寺	前之庄	安富北	安富南

3-2 市立公園の活用状況

① 日常的な公園利用

市立公園は日常的に、子どもたちの遊びの場となったり、ジョギングやウォーキングなどの健康づくりの場となったりしています。その他、休憩や自然観察、お祭り、避難訓練などの地域イベント、野球、サッカー、グラウンドゴルフなどスポーツ大会、幼稚園・保育園などの運動会や遠足などの場としても利用されるなど、幅広い世代の市民に利用されています。

② 大規模イベント

「大手前公園」や「シロトピア記念公園」、「手柄山中央公園」などを中心として季節ごとに多様なイベントが開催されています。

【姫路市内の公園で開催された主なイベント】

■ ひめじ環境フェスティバル（大手前公園）



■ ひめじ国際交流フェスティバル（大手前公園）



■ ひめじ花と緑のガーデンフェア（大手前公園）



■ 手柄山オータムフェスティバル（手柄山中央公園）



■ 全国陶器市（大手前公園）

■ 手柄山スプリングフェスティバル（手柄山中央公園）

■ ひめじアーティストフェスティバル（シロトピア記念公園） …他多数

3-3 市立公園に対する市民の意見

市立公園に対する市民意識の把握のため、次のとおりアンケート調査を行いました。

(1) 利用者アンケート調査

① 調査概要

・調査対象と方法

市立公園の利用者を対象に聞き取り形式で調査を行いました。

・調査実施期間

平成30年11月14日（水）から平成31年1月24日（木）まで

・回収結果

計94票（男性：36票、女性：57票、未回答：1票）

・回答者属性

年代 $\left(\begin{array}{l} 10歳未満：2名、10歳代：11名、20歳代：11名、30歳代：25名、 \\ 40歳代：17名、50歳代：6名、60歳代：12名、70歳代：7名、 \\ 80歳代：3名、90歳代以上：0名 \end{array} \right)$

子ども連れの場合の子どもの年齢

（～未就学児：29票、小学校低学年：8票、小学校高学年：9票）

・調査実施公園

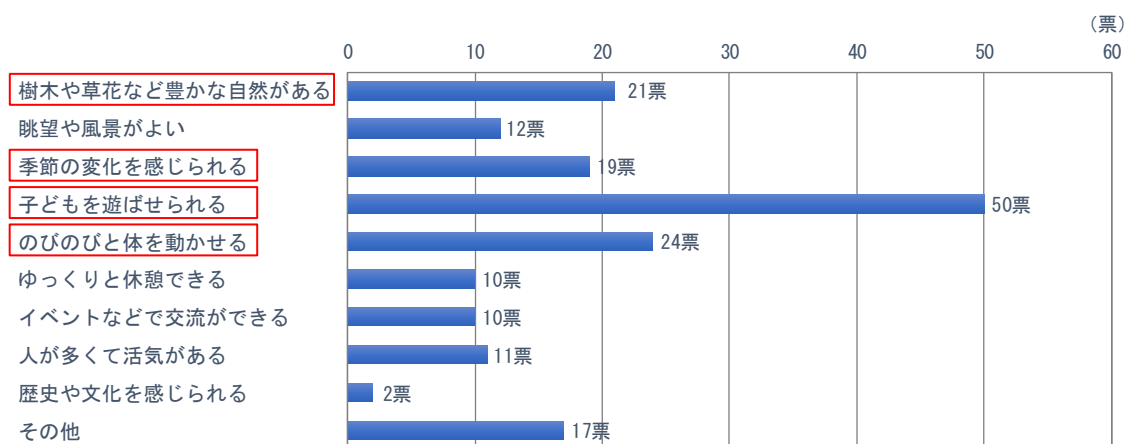
高浜総合公園、飾磨中央公園、津田公園、御立公園、書写中央公園、阿成北公園、北条公園、北条花里公園、シロトピア記念公園、付城公園、高町公園、岡田北公園、大年公園、岡田南公園、町坪公園

以下では、全14問のうち、特徴的な3問への回答を紹介します。

② 調査結果

【公園の魅力と課題について】

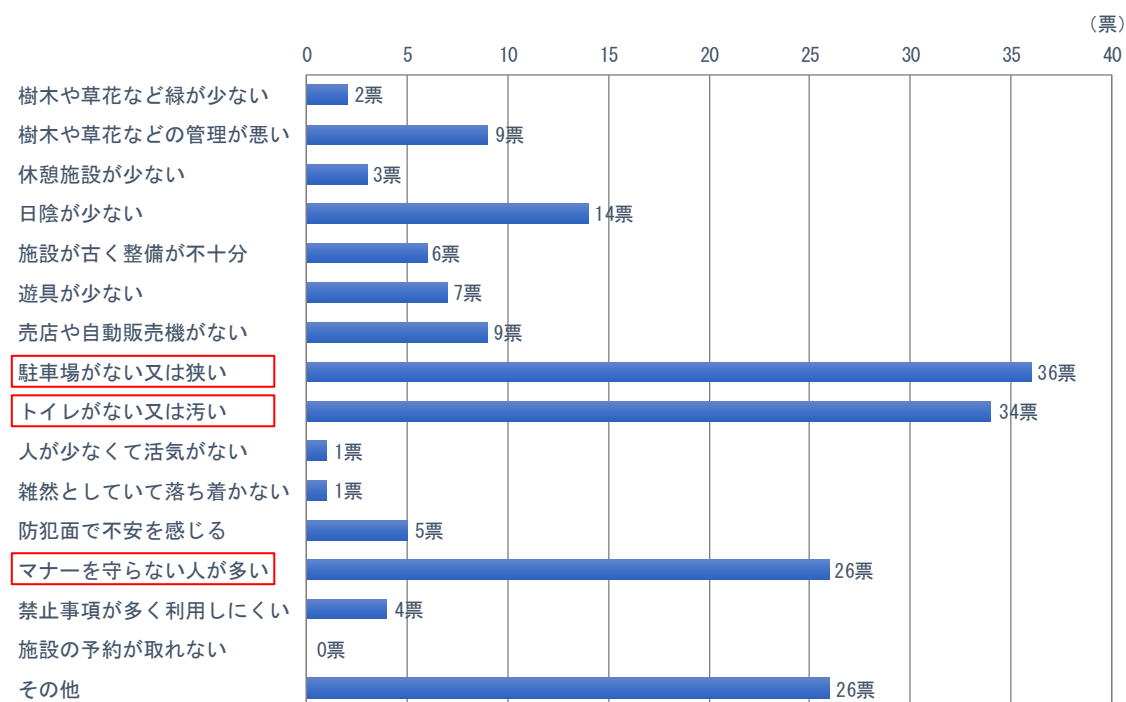
〔問〕 あなたが感じる姫路市の公園の魅力は何ですか。（複数回答可）



<コメント>

- ・アンケート回答者には子どもを持つ女性の割合が高く、公園において子どもを自由に遊ばせられることを魅力と感じている人が多いことが分かります。
- ・「のびのびと体を動かせる」や「季節の変化を感じられる」「樹木や草花など豊かな自然がある」といった回答も多く、軽い運動ができることや公園の自然から季節を感じられることも本市の公園の魅力としてとらえられていることが分かります。

〔問〕 あなたが感じる姫路市の公園の課題は何だと思いますか。（複数回答可）

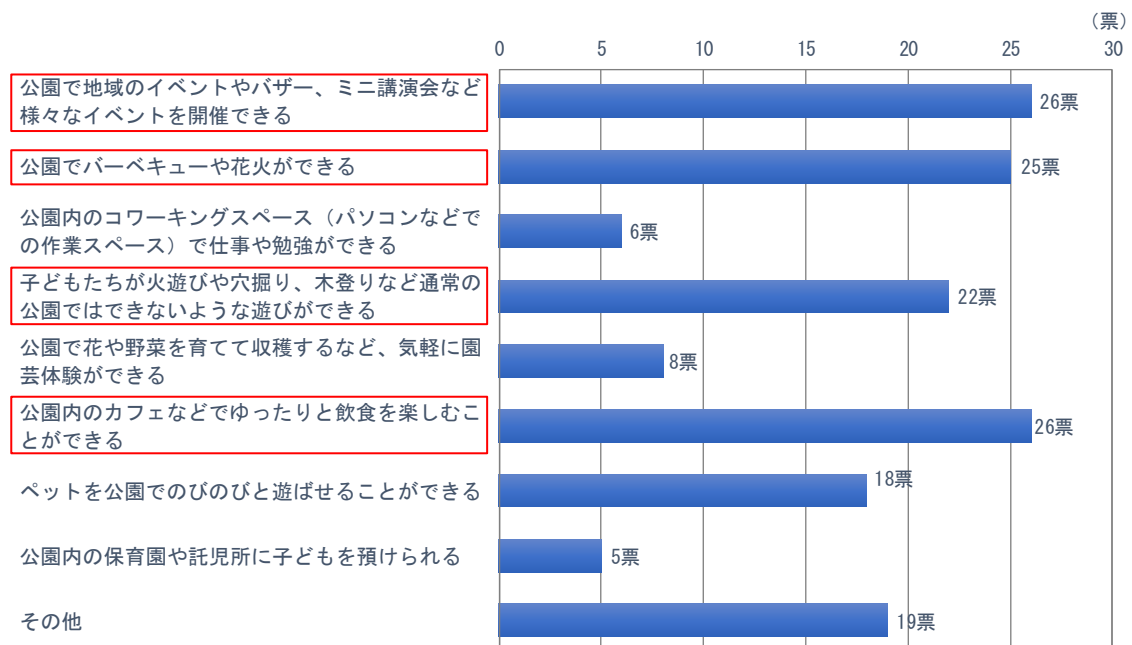


<コメント>

- ・回答結果のうち、課題として最も挙げた意見は「駐車場がない又は少ない」でした。アンケートの回答者には小さな子どもを持つ女性や高齢者が多く、自動車による移動が必要となる中で、公園に訪れたときに駐車ができないことが課題として挙げられています。一方、規模の大きい駐車場が整備されている公園への利用が集中してしまい、混雑しているという意見もありました。
- ・「マナーを守らない人が多い」「トイレがない又は汚い」など公園利用における快適性に対して課題を感じている声も多く挙がっています。

【公園への要望】

【問】 今後あなたが身近な公園で「やってみたいこと・できると良いこと」は何ですか。
(複数回答可)



<コメント>

- ・「公園での様々なイベント」「バーベキューや花火」は、これまでの公園では禁止されていたことです。また、「自然を使った通常の公園ではできないような遊び」「公園内のカフェなどで飲食」は、これまでの公園ではされていなかったこと、あるいは、施設としてなかったことです。これらの回答から、公園利用の幅を広げることや、新たな施設導入への期待があることが分かります。

(2) 公園愛護会アンケート調査

① 調査概要

・調査対象と調査方法

公園愛護会の代表者を対象に郵送により配布・回収しました。

・調査実施期間

平成30年7月31日（火）から同年8月19日（日）まで

・回収結果

発送数933票、有効回収数753票、有効回収率80.7%

② 調査結果

【公園愛護会活動で困っていること・課題】

〔問〕公園維持管理活動で困っている事や課題があれば教えてください。該当番号に○印をつけてください。（複数選択可）

<回答結果>

選択肢	件数	比率
1. 活動人員の減少	239	32.3%
2. 公園利用者とのトラブル	27	3.6%
3. 公園施設の老朽化	100	13.5%
4. その他	216	29.1%
無回答	289	39.0%
計	871	

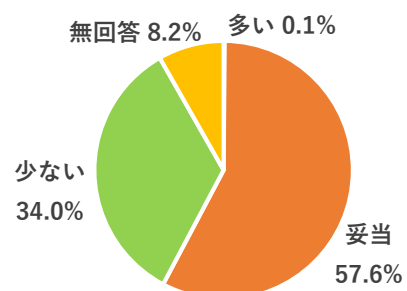
<コメント>

- ・公園愛護会の課題として最も多かった回答は「活動人数の減少」で239件でした。理由としては、高齢化による参加者の減少や子ども会への加入者の減少などが挙げられていました。また、人数の減少により活動の継続が困難であるとの意見もありました。
- ・その他意見では、犬の散歩やトイレの利用、ゴミなど「公園利用のマナー」に関する事などが挙げられました。

〔問〕現在の公園愛護会活動の委託料について教えてください。該当番号に○印をつけてください。また、その理由も教えてください。

<回答結果>

選択肢	件数	比率
1. 多い	1	0.1%
2. 妥当	427	57.6%
3. 少ない	252	34.0%
無回答	61	8.2%
計	741	100.0%



<コメント>

- ・公園愛護会の現在の委託料は、6割近くが妥当と回答した一方で、3割以上が少ないと回答しています。
- ・少ないと回答した理由として、公園が大きすぎて活動回数に対して負担が大きい、活動頻度の割に手当が少なく、清掃後の草刈り時の飲み物代がたくさん必要、などの意見がありました。

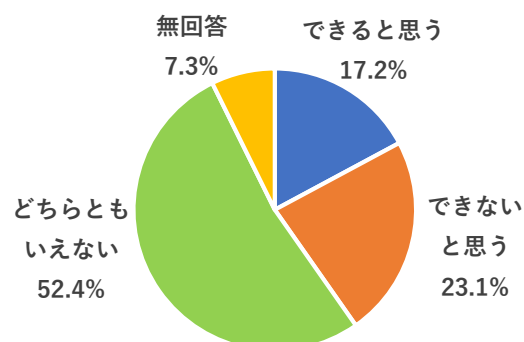
【公園愛護会活動の可能性】

[問] 公園の維持管理活動について、委託料が増えたら今以上の活動ができますと思いますか。該当番号に○印をつけてください。また、その理由も教えてください。

<回答結果>

選択肢	件数	比率
1. できると思う	127	17.2%
2. できないと思う	171	23.1%
3. どちらともいえない	388	52.4%
無回答	54	7.3%
計	740	100.0%

複数回答による集計除外 1 名



<コメント>

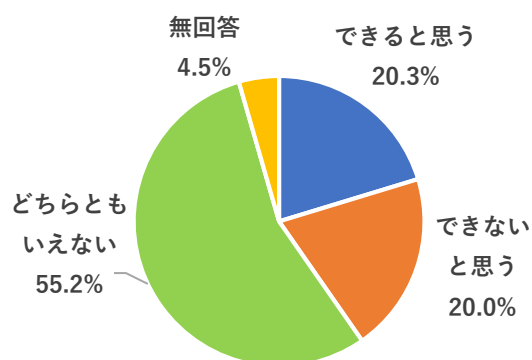
- ・委託料が増えたら今以上の公園の維持管理活動ができると回答したのは17%でした。理由としては、電動草刈り機、除草剤散布用の電動噴霧器など活動効率を上げる機械の購入や、活動参加者への飲み物代などにあてることで参加意欲を高めたい、という意見が多くありました。

[問] 公園の維持管理活動について、活動人数が増えたら今以上の活動ができますと思いますか。該当番号に○印をつけてください。また、その理由も教えてください。

<回答結果>

選択肢	件数	比率
1. できると思う	150	20.3%
2. できないと思う	148	20.0%
3. どちらともいえない	408	55.2%
無回答	33	4.5%
計	739	100.0%

複数回答による集計除外 2 名



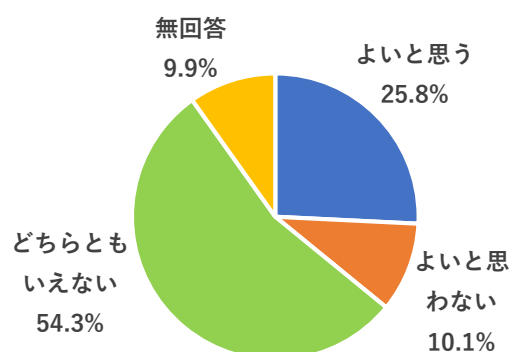
<コメント>

- ・活動人数が増えたら今以上の維持管理活動が「できる」と回答したのは20%でした。理由としては、短時間で作業が完了するため1回あたりの負担の軽減になるという意見や、作業の役割分担ができるため活動項目を増やせるという意見がありました。
- ・一方で、今以上の維持管理活動が「できない」との回答も20%でした。

[問] 公園の使い方や利用ルールについて、公園愛護会が中心となって決められるとよいと思いますか。該当番号に○印をつけてください。また、その理由も教えてください。

<回答結果>

選択肢	件数	比率
1. よいと思う	191	25.8%
2. よいと思わない	75	10.1%
3. どちらともいえない	402	54.3%
無回答	73	9.9%
計	741	100.0%



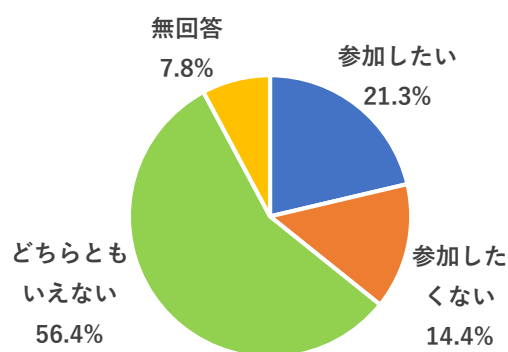
<コメント>

・公園愛護会が中心となって公園の使い方や利用ルールを決めることについて、「よいと思う」との回答は25.8%でした。理由としては、住民の声を反映きできるようにすることが必要という意見や、行政の枠内では規制しにくい行為や規約等に対して、ローカルルールが作れるとよい、という意見がありました。

[問] 公園愛護会のよりよいあり方を考える話し合いがあれば参加したいですか。該当番号に○印をつけてください。また、その理由も教えてください。

<回答結果>

選択肢	件数	比率
1. 参加したい	158	21.3%
2. 参加したくない	107	14.4%
3. どちらともいえない	418	56.4%
無回答	58	7.8%
計	741	100.0%



<コメント>

・公園愛護会のよりよいあり方を考える話し合いがあれば参加したいと、21.3%（158件）の回答がありました。理由としては、他の公園管理の取り組みや新しい利用方法などを参考にしたいという意見が多くありました。

第4章 課題の整理

4-1 課題の整理

「第3章 市立公園の現状」を踏まえ、本市の公園において、特に積極的にパークマネジメントの取り組みにて対応していくべき重要な課題を「主要課題」として以下に整理します。

主要課題1：公園愛護会への支援と公園の積極的な利活用推進

本市では、市立公園の9割以上で公園愛護会による維持管理活動が行われています。公園愛護会のほとんどが自治会などの地域住民で構成され、清掃などの日常管理を実施しています。多くの公園愛護会では、活動人数の減少と高齢化が大きな問題となっていますが、その一方で、2割近くの公園愛護会からは、活動費を得られるならば活動の質を上げられるという意見もあります。また、愛護会で公園利用のルールを決めたり、愛護会のよりよいあり方を話し合う場への参加を希望するとの意見もあるなど、日常の維持管理活動だけに留まらない取り組みへの意欲も見られます。

他方、市民アンケートでは、公園において、イベントを開催したり、バーベキューや花火をできるようにしたりするなど、これまでは禁止事項になっている利用方法を望む声が多く出されています。これら市民ニーズへの柔軟な対応は、行政だけでは難しいこともあり、地域の協力が不可欠です。

そのため、公園愛護会活動の底上げとともに、公園愛護会の意欲に応じた活性化を図ることで、地域の実情に応じた愛護会活動ができるようにしていくことが必要です。愛護会活動の充実により公園の維持管理水準が向上すれば、これまで行政が一律に禁止していた公園の利用方法についても、個々の公園の状況に応じて柔軟に対応していけるとも考えられます。

主要課題2：変化する社会情勢や利用者ニーズに対応する公園再生の推進

本市の市立公園のうち開設から20年以上経過した公園の数は、全公園数の4分の3に上ろうとしています。そのため、施設の老朽化や魅力の低下、安全面の不安が生じている上、維持管理費が年々増加しています。このような状況に対応するため、本市の「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」では、その施策として、既存公園の質の向上を目的とした再整備や維持管理のあり方について検討を進め、公園リニューアルを進めていくことが挙げられています。国の動向としても、新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方とし

て、公園のストック効果をより高めながら、市民と連携して都市公園を一層柔軟に使いこなしていくことが掲げられています。

公園は、それぞれが異なる周辺環境や利用状況にあります。そのため、公園を使いこなしていくきっかけとして、公園利用者や地域住民などが各公園の状況に合わせたローカルルールや利用マナーを決めて運用していくことが考えられます。また、変化し続ける利用者ニーズに対して、個々の公園の状況に応じた再整備や施設更新を実施するほか、規制緩和による自由度の高い利活用を許可するなど、公園の多機能性を生かして対応していく必要があります。

主要課題３：多様な民間との連携による公園経営の仕組み作り

行政だけでなく、市民や事業者が公園の管理運営の新たな担い手となり、公園を活動の場、事業展開の場とする事例が、他都市では出てきています。本市は上位関連計画の施策において、市民や事業者など様々な主体と協働を進める「市民共治の推進」を設定するほか、『緑の基本計画』においても、企業のCSR活動を緑の空間で促すことを明記しています。

また、国の動向としても、平成29年の都市緑地法等の一部改正により、柔軟な都市公園の利活用が可能となり、官民連携による公園整備や運営管理の促進を図るための制度化が図られています。

本市においても、行政が市民や事業者と連携することで、公園経営の視点を持った公園の管理運営を持続的に行っていけるよう、「Park-PFI」や「設置管理制度」などを活用し、公園に関わる多様な主体が公園を利活用しやすくなる仕組みを作っていく必要があります。

4-2 パークマネジメントにおける視点

ここまでで整理した主要課題を踏まえ、パークマネジメントの取り組みを検討する上で重要な視点を3つ設定します。主要課題の解決のための取り組みと関連づけ、「地域コミュニティによる公園緑地の管理運営のあり方等の新たな仕組み作りを考える」「ニーズを把握し、にぎわい創出に向け再整備や利活用を検討する」「公園経営の可能性を考える」の3つの視点を「パークマネジメントにおける視点」として定め、取り組みを展開する上での基本姿勢とします。

【パークマネジメントにおける視点】

★ 視点1：地域コミュニティによる公園緑地の管理運営のあり方等の新たな仕組み作りを考える

- ・約9割の市立公園において日常管理を担っている公園愛護会の活動の底上げを目指す視点です。
- ・人材や財源、道具などの不足により困難になっている活動を支援する仕組み作りを行う視点です。
- ・市立公園の8割以上を占める街区公園のように、より身近で暮らしに近い公園の維持管理水準を向上させ、利活用しやすくする視点です。

【対応できる課題】

主体的な活動による公園愛護会の活性化／変化する利用者ニーズへの対応／公園施設の適切な維持管理の実現／各公園の状況に合わせたルールの設定

★ 視点2：ニーズを把握し、にぎわい創出に向けた再整備や利活用を検討する

- ・老朽化が進む公園施設の効率的な更新など、安全な利用に配慮した視点です。
- ・多様化するニーズに合わせて、公園リニューアルや施設更新等に際し、公園利用者が主体的に参画できるようにする視点です。

- ・ハード面だけでなく、新たな公園の利活用方法など、ソフト面での魅力向上に向けた取り組みを展開する視点です。
- ・限られた予算の中で、効果的な公園の再生を実現できるようにする視点です。

【対応できる課題】

多様な民間主体との連携／変化する利用者ニーズへの対応

★ 視点3：公園経営の可能性を考える

- ・民間の資金やノウハウ、技術を生かした公園の魅力作りを目指す視点です。
- ・受益者負担の考え方により、収益を得た事業者やサービスを受けた公園利用者が、公園の恩恵を受けた分だけ公園に還元する仕組み作りを行う視点です。
- ・都市基幹公園のような大規模公園への来園者を増加させることで、本市の魅力向上・活性化につなげる視点です。

【対応できる課題】

多様な民間主体との連携／変化する利用者ニーズへの対応／公園施設の適切な維持管理の実現／公園経営の仕組み作り

第5章 パークマネジメントの方針

5-1 目指す公園の姿

これまで公園の整備・管理運営は、主に行政が中心となっていて行ってきました。しかし近年は、少子高齢化など社会構造の変化により、公園を取り巻く課題と期待とがこれまでになく多様化し、行政だけでは十分な対応が取れなくなってきています。このような状況に対しては、市民のみなさんや事業者などの協力を得て、対応の幅を広げることが1つの解決策になると考えます。公園は都市空間の一部です。そのような公園の管理運営・整備に「民」の力を借りることは、効率的・効果的に都市機能を高めることにもなります。パークマネジメントを、都市マネジメントにつなげていくことも見据えます。

【市立公園の目指す姿】

本市が目指す市立公園の姿は、市民のみなさん、事業者、行政が協力して、本市の市立公園を市民一人ひとりが日常的に愛着を感じながら利用できる魅力的な場所にしていくことです。

市立公園の大部分を占める身近な公園は、地域のコミュニティ形成の拠点となりうる場所です。一方で、地域にとって使いやすいように整備され、地域住民により柔軟な管理運営が行われるからこそ、コミュニティの拠点となっていくとも言えます。また、民間活力の導入により、これまで画一的な空間だった公園に、個々の公園の特性に合わせた施設の導入や、公園でのイベント開催などの可能性が生まれます。にぎわいが作られることで収益も生まれ、それがさらなる環境整備や管理運営に還元されることで、公園をより魅力的な空間にしていくことも可能となります。このように、それぞれの公園が持つ可能性が発揮され、利用者にとって真にゆとりと憩いの場になり、都市の顔にも公園がなっていくことを目指します。

5-2 目指す公園の姿を実現する3つの柱

上記の目指す姿を実現する3つの柱を以下のように設定します。

【目指す姿を実現する3つの柱】

地域コミュニティによる柔軟で楽しい公園運営を進めます

市立公園の大部分を占める身近な公園では、公園愛護会を中心とした地域住民が主体的に管理運営を担っていけるようにします。公園愛護会は、これまでも日常的な維持管理活動を行っていましたが、個々の公園の状況に応じた維持管理活動と公園の利活用を進められるよう、公園愛護会活動の支援にも取り組んでいきます。

子どもから高齢者まで様々な世代が利用したくなる魅力的な公園再生を進めます

老朽化による劣化やニーズに合わなくなった公園施設を更新し、子どもから高齢者まで幅広い世代に魅力を感じてもらえる空間に変えていきます。従来のように画一的な行政の方針によるものではなく、地域住民の意見にも対応し、住民自身も関わる公園の魅力再生を進めていきます。

公園の魅力を引き出し価値を生み出します

施設の整備や運営に、「Park-PFI」や「設置管理許可制度」などの民間活力導入が適した公園については、事業者によるイベント等の実施も含め、魅力的なサービスが提供されるようにしていきます。また、サービス提供から生まれる収益を整備や管理運営に還元する仕組みを整えることで、さらに魅力が増す公園づくりを進めていきます。

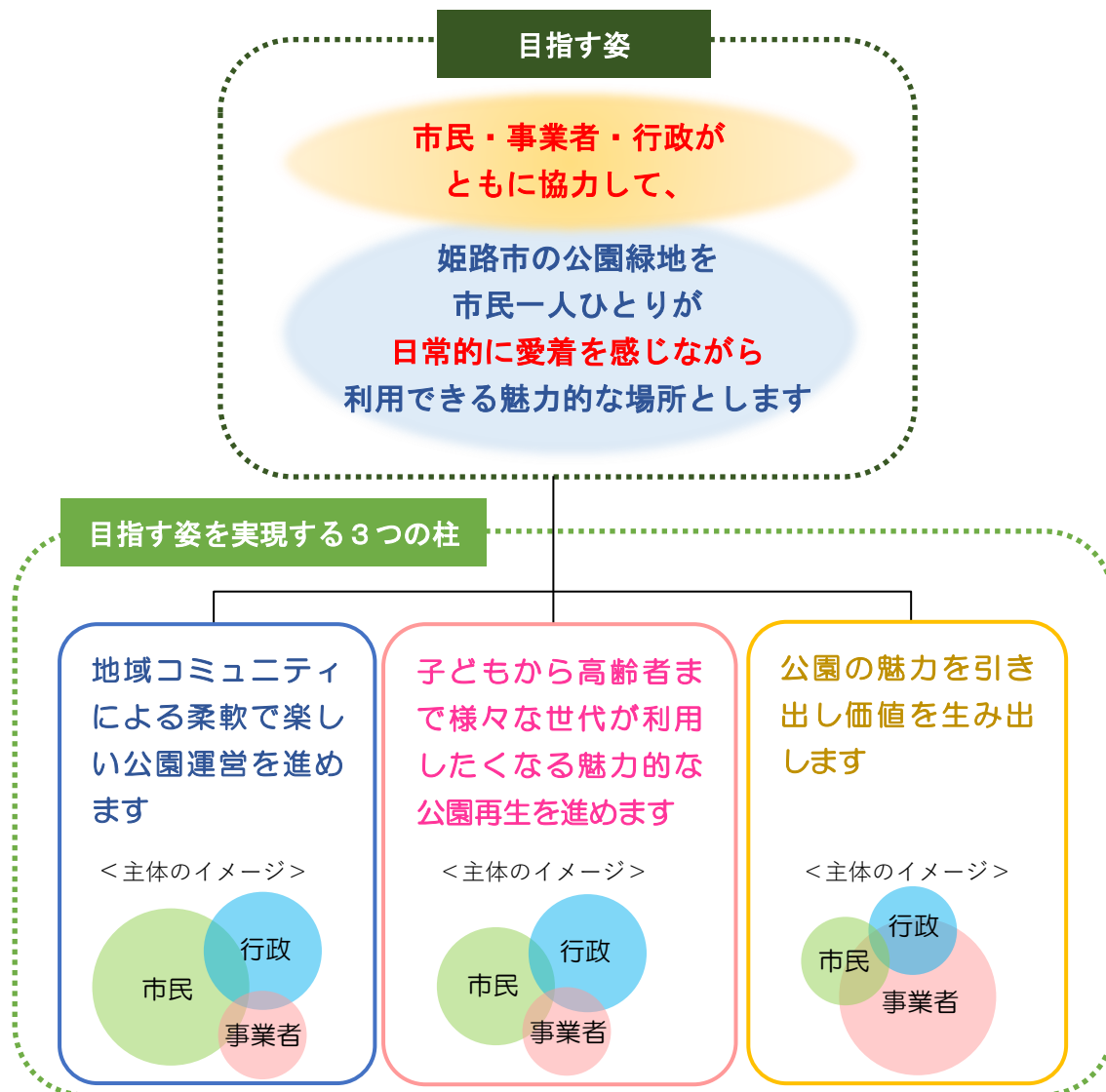


図 市立公園の目指す姿とそれを実現する3つの柱

第6章 市立公園の類型化とワークショップ等の実施

6-1 市立公園の類型化

市立公園が立地している環境や公園規模、また、公園施設の種類とその経年数、これまでの管理状況や利用状況などは、公園ごとに異なり、個々の公園が抱えている課題も様々です。姫路市パークマネジメントプランは、前章で掲げた「目指す姿」を実現するためのものです。プランが個々の市立公園の状況や課題に即した効果的なものとなるよう、プランを具現化していくための方策を検討するに当たっては、公園の実情を細やかに把握するために、ワークショップを開催することとしました。

ワークショップの開催に先立ち、まずは市立公園の類型化を行いました。その類型の中から1公園ずつモデル公園を選定し、市民や事業者によるワークショップを開催しました。次ページに、モデル公園の選定条件をまとめています。また、類型化は、「目指す姿を実現する3つの柱」に基づき行いました。ただし、個々の公園が置かれた環境は多様であるため、1つの公園が1つの類型に分類されるという1対1の関係ではなく、複数の類型に該当する公園もあります。

【市立公園の類型化】

地域コミュニティによる柔軟で楽しい公園運営を進めます

⇒類型（ア）：公園の利活用や維持管理、公園愛護会のあり方などの新たな仕組み作りを考える公園



子どもから高齢者まで様々な世代が利用したくなる魅力的な公園再生を進めます

⇒類型（イ）：ニーズを把握し、にぎわい創出に向け再整備や利活用を検討する公園



公園の魅力を引き出し価値を生み出します

⇒類型（ウ）：公園経営の可能性を考える公園



表 モデル公園の選定条件と選定モデル公園

類 型	類型（ア） 公園の利活用や維持管理、公園愛護会のあり方などの新たな仕組み作りを考える公園	類型（イ） ニーズを把握し、にぎわい創出に向け再整備や利活用を検討する公園	類型（ウ） 公園経営の可能性を考える公園
選定条件	条件① ・公園愛護会が活動している公園 条件② ※公園愛護会アンケート結果より ・公園愛護会が中心となって公園の使い方等を決めることに賛成で、公園愛護会のよりよいあり方を考える話し合いや取り組みに意欲がある公園愛護会のある公園	条件① ・供用開始後20年以上が経過し、施設等の老朽化などが生じている公園 条件② ・公園愛護会が活動している公園 条件③ ・再整備要望や利用者ニーズとの不一致がある公園	条件① ・指定管理者等による公園経営の可能性がある公園（民間事業者が指定管理に取り組んでいる公園） 条件② ・上位関連計画で主要な公園等に位置づけられている公園 条件③ ・ヒアリング等により公園経営の可能性がある公園と把握できた公園



【選定モデル公園】

阿成北公園（街区公園）

城東中央公園（街区公園）

桜山公園（総合公園）

6-2 ワークショップの実施

ワークショップ開催の目的は、パークマネジメントプランを一般論ではない具体性を持ったものとするために、類型ごとの公園の実態と、その公園を利用している、あるいは利用しようとする者が抱える課題とを把握することです。そのため、ワークショップごとにテーマを定め、現場で実際に活動している方からの意見・要望を可能な限り聞き取れるようワークショップを進行しました。以下は、ワークショップの開催状況です。

(1) ワークショップの概要

類 型	類型（ア） 公園の利活用や維持管理、 公園愛護会のあり方などの 新たな仕組み作りを考える 公園	類型（イ） ニーズを把握し、にぎわい 創出に向け再整備や利活用 を検討する公園	類型（ウ） 公園経営の可能性を考える 公園
公園名	阿成北公園	城東中央公園	桜山公園
目的	・身近な公園を地域で使いこなすための課題やアイデアの抽出 ・地域によるよりよい公園運営や維持管理方法の検討 ・行政との協働手法の検討	・利用者の公園に対するニーズの把握 ・公園のにぎわい創出のためのアイデア抽出 ・利用者が使いやすくなる公園再整備へと結びつけるための仕組み（手順）の検討	・「桜山公園」における現状と課題の整理 ・「桜山公園」をモデルケースににぎわい創出に向けた企画案の作成 ・姫路市における公園経営の可能性と課題の整理
ワーク ショッ プのテ ーマ	【第1回】 今の公園愛護会の活動について考えよう！	【第1回】 公園の魅力と課題を共有しよう！	【第1回】 「桜山公園」で実施したい取り組みを共有しよう！
	【第2回】 公園での地域の活動をよりよくするためのアイデアを考えよう！	【第2回】 魅力的で使いやすい公園の姿を考えよう！	【第2回】 モデル企画を設定しよう！①
	【第3回】 公園でのアイデアを実現するための方法や仕組みを考えよう！		【第3回】 モデル企画を設定しよう！②
参加者	公園を地域で維持管理、活用している団体 (黒石自治会、子ども会、消防団など黒石町各種団体協議会メンバー) 25名程度	身近な公園の再整備に関心・関係のある団体、維持管理している団体 (城東自治会、城東地区住民、城東保育所関係者) 10名程度	公園経営の担い手となる可能性のある団体 (指定管理者、事業者、周辺施設関係者、地元自治会) 20名程度

(2) 結果の整理

① 類型 (ア)

【阿成北公園の現状】

高浜地区内にある約0.11haの街区公園で、市川の堤防道路沿いに位置しています。南北方向に細長い形状で、北側に土広場、南側に東屋や遊具が配置されています。公園内のメタセコイア並木が特徴的で、シンボルツリーになっています。黒石自治会館が公園に近接しており、防災訓練やお祭りなど地域イベントの際の会場として使われたり、手作りの樹木説明プレートが設置されたりするなど、公園を使った地域活動に取り組んでいます。



【ワークショップの内容】

全3回のワークショップでは、「阿成北公園」における現在の公園愛護会の活動内容や、公園の維持管理・運営での課題を共有しました。阿成北公園は、地域住民によりすでに活発な利用がされていますが、さらに公園を使いこなしていくためのアイデアと、それを実現するための方法や仕組みについて話し合いました。

■ ワークショップの主な意見

分 類		主 な 意 見		
課題等		公園愛護会の認知度	・公園愛護会の認知度の低さ	
		地域の合意形成	・それぞれが勝手に、自由に、では困る ・誰の意見で決めるか	
		安全管理	・手作り遊具やベンチ利用時、イベント実施時、植栽剪定作業時などの事故、ケガなど	
		近所迷惑	・花火（火災）、水遊び（水浸し）、イベント（騒音、ゴミ）、ドッグラン（鳴き声、フン）など	
		活動費・道具責任	・現在は自治会費などで補填 ・道具は地域の有志で持ち寄り ・事故やケガなどが起こってしまった時の責任、補償	
		課題解決や魅力向上のアイデア		共通
ルール	・自治会判断でやれること、やれないことの明確化 ・安全に快適に公園を利用できるような地域のオリジナルルールを設定			
維持管理	管理施設の設置			・ふた付きゴミ箱、駐輪スペース、ボール遊び用ネットなど、公園を安全に快適に利用できるように施設を地域で設置、ゴミの回収は地域で役割分担
	木や草花の植替え			・地域でできる作業と市に依頼する作業の整理（低木は地域、高木は市など）
	樹木の剪定			・地域で公園の目標樹形を決めて管理
運営・イベント	安全対策			・イベント時などは保険に入ることをルール化 ・見守り役を多く配置 ・保護者同伴
	地域の理解と協力			・イベントは地域行事に限定 ・イベントの実施を事前に周知（回覧板など） ・開催時間の決定、開始前に町内放送の実施
	ゴミ対策			・公園清掃の前日にイベントを開催 ・分別できるゴミ箱を設置 ・他のイベントでの対策を参考に検討
施設整備	地域の合意形成			・自治会総会などで手作り遊具などの設置を承認
	施設の手作り			・地域でできる作業と市に依頼する作業の整理（デザインの検討、色を塗るなどは地域で行うなど） ・手作りで強度や構造の安全性を確保するのは困難 ・地域で施設の要望をまとめて市に設置要望を提出
	安全対策			・市へ施設の設置の申請、許可、設置許可の手続きは必要

■ ワークショップの様子

<意見交換の様子>



<発表の様子>



② 類型（イ）

【城東中央公園の現状】

城東地区内にある約0.25haの街区公園で、西側と東側の2つのエリアで構成されています。公園の西側にはグラウンドが配され、数十cm高く造成された東側に公園施設が集められています。グラウンド部は土舗装で周囲にベンチが配置され、植栽帯で囲まれています。また、公園北側には道路をはさんで城東保育所があり、保育所で行事が行われる際には臨時駐車場として利用されることもあります。施設が集まるエリアは遊具や藤棚が配置され、グラウンド側の北寄りにはトイレが設置されています。平成30年度に老朽化した遊具が一部更新された状況です。



【ワークショップの内容】

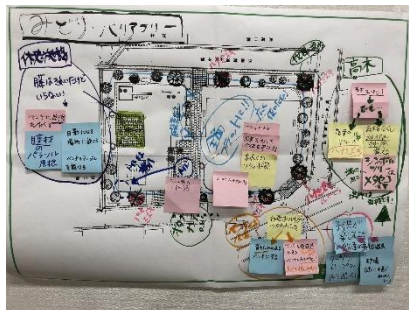
全2回のワークショップでは、「城東中央公園」の課題を共有した上で、地域でもっと使ってもらえる、使いたくなる公園にするためのアイデアや再整備案を話し合いました。

■ ワークショップの主な意見

分 類		主な意見	
課題等		・高学年向けの遊具の不足	
		・使われていないベンチ	
		・草や木が多く、管理が大変	
		・公園中央に階段があり危険	
		・フェンスがないため、球技を行うことが不可	
		・死角となるエリアがあり危険	
		・藤棚の下が薄暗く、怖い雰囲気	
		・公園をイベント等で使うときには自治会の許可が必要	
		・公園のことで話し合う機会の不足	
課題解決や魅力向上のアイデア	全体	ニーズの把握	・公園に対して意見を出せる目安箱等の設置
	あそび	遊具	・遊具数の増加 ・大人も使える健康器具を設置 ・シンボルとなる遊具を設置
		広場	・スポーツ広場として活用
		駐車場	・駐車場がないため、周辺施設の駐車場を活用
	防犯／安全	トイレ	・トイレ周りの植栽を撤去し、見えやすさの確保
		フェンス	・一部だけボール飛び出し防止のフェンスを設置
		植栽	・死角エリアをなくすための一部植栽の撤去 ・藤棚の藤を別のもの（日陰が確保できるもの）に変更
		照明	・園内の暗い場所に電灯を設置
	みどり／休憩施設／バリアフリー	樹木	・高木をなくし、シンボルツリーを1本植栽 ・高木を落葉の少ない木に植え替え
		ベンチ	・背もたれのあるベンチに変更 ・ベンチの高さが低いため、使いやすい高さに変更 ・より使われるよう、色々なタイプのベンチを設置
		休憩スポット	・テーブルなど荷物が置ける休憩場所を設置 ・井戸端会議（地域の人とおしゃべり）ができる場所の設置
		段差	・段差を解消し、フラットに広く使えるように整備

■ ワークショップの様子

<意見交換の様子>



<発表の様子>



③ 類型（ウ）

【桜山公園の現状】

太市地区に位置する約8.7haの総合公園で、円形の芝生広場を中心に、散策路や遊具、展望広場、竹林等が整備されています。「姫路市都市計画マスタープラン」では、周辺に立地する自然観察の森、宿泊型児童館（星の子館）、姫路科学館、県立こどもの館等と一体となった、子どもたちの豊かな感性と創造力を育むレクリエーションの拠点機能を形成する場に位置づけられています。そのため、他の4館と連携しつつも、独自の魅力を発揮できる場となる必要があります。



【ワークショップの内容】

全3回のワークショップでは、「桜山公園」で実施したい取り組みを考え、それらを実現するための課題やアイデアを出し合いました。その過程では、行政や他の事業者との協働の方法や収益を上げる手法について話し合うとともに、事業者の取り組みを公園サービスへと還元する仕組み作りについても考えました。

■ワークショップの主な意見

分 類	主な意見	
行政・ 他事業者 との協働	データ 共有・提供	・企画の検討のために、適切なデータの共有・提供を実施 (例：近隣イベントにおける来客者数等)
	受付窓口の 一本化	・事業者が企画について相談や申請等を行う受付窓口の一本 化(例：事務局の立上げ等)
	申請の簡略化	・火器利用、物販、営利広告等の許可申請を簡略化
	連携体制の 構築	・一つの事業者では実現できない企画は、行政や他事業者と 連携して実施 ・ボランティア(例：地元大学、地元小学校、地元団体等) への協力を依頼 ・地元イベント(例：たけのご祭り)と共同開催
	広報手法の確立	・集客には広報が重要となるため、費用面や手段を確立
	インフラ 設備の整備	・企画の実施に必要な電源や水道設備等を整備
	備品準備・管理	・企画実施に必要な備品と備品管理の倉庫等確保
	駐車場の 確保	・企画の実施を想定した駐車台数が確保されていないため、 想定される来訪者数に適した駐車場を確保
	公共交通の確保	・鉄道駅が遠いため企画等の開催に合わせた公共交通の確保 例：鉄道駅からのシャトルバスの運行、パーク&ライドの 実施等
	安全確保 社会実験の実施	・想定される来訪者数に適した安全対策を実施 ・企画を試験的に実施し、継続して実施できる条件整理
収益手法	出店料金	・イベント出店者より、出店料金を徴収 ・企業の自社製品のPRの場として、出店料金を徴収
	参加費	・出席者から参加費を徴収
	駐車場料金	・イベント実施時に現在無料の駐車場料金の有料化
	還元	・収益の一部を次回企画の資金へ充当
	寄付	・スポンサー等から支援受け入れ
公園への 還元	金銭的な還元	・収益(売上、出店料金、参加費等)の一部を公園に還元
	維持管理へ還元	・公園の清掃を実施
	スキルの活用	・企画のチラシ作成や会場装飾等の実施 ・バーベキュー用の薪の伐採による里山整備の実施
	付加価値の創出	・企画の実施により公園のブランド力を向上

■ワークショップの様子

<意見交換の様子>



<発表の様子>



6-3 桜山公園における試行的マルシェの開催

公園経営の実現には、事業者が公園を事業展開の場として活用することで、公園がにぎわいの場となる必要があります。その方策を検討するために、類型（ウ）「公園経営の可能性を考える公園」におけるワークショップで出されたアイデアを基に、桜山公園において試行的マルシェ（以下、「桜山公園マルシェ」という。）を実施しました。

（1）開催概要

【桜山公園マルシェ開催概要】

	開催概要
日時	令和元年12月8日（日）10:00～15:00
出店者数	43店舗（雑貨、飲食、菓子、農家、ワークショップ、音楽 等）
推定来場者数	約1,500人
その他	- 来場者及び出店者に対するアンケート調査を実施 - 公園併設駐車場の区画を変更するとともに、公園に隣接する土地を借用することで、233台分の駐車スペースを確保（通常時は83台分）

【広報用ポスター】

姫路・桜山公園を舞台に、ゆる〜くクリスマスをテーマにしたごちゃまぜ試行的マルシェを開催！

子どもといっしょに公園じかん！
広い芝生で遊べるよ！

レジャーシート持参で芝生を楽しもう！
遊ぶ対策もお忘れなく！

クリスマスプレゼントが買えるかな？

Activity
ヨガ おきうじ
Hare Yoga
イルチブレインヨガ姫路スタジオ
グリーンパード姫路

Workshop
体験 ワークショップ
Con tutti
心のフレッシュセラピー JO-li
HARUwaMA
まつもと整骨院

12月8日
10:00-15:00

桜山公園マルシェ

会場：桜山公園大芝生広場
姫路市太市中275-1・姫路西バイパス太市ランプより西へ500m

S A K U R A Y A M A P A R K M A R C H E

Foods
あったかフード
うどん屋バク
まちの健康食カフェ to be
StreetFoodSam's
M's store
ふとろキッチン
Food Kitchen Car Chill
TAJIMA
湯有家
小川直樹
夢屋
小さなピッツェリア buOno

Zakka
ZAPPA
Aos ゆりけん まま
かりん ずはんどのいど
アート工房はたる
HARU
どんぐりこ
菊工房、Pocket Park
es's
herBe
Lien&pinksnow
HakKanature
HANA

Fresh Foods
野菜・たまご
右田農園もたき農園
さたやうき屋

cafe&sweets
お菓子・コーヒー
LatteArt-Bar Z.E.R.O
MAG CAT CAFE
granola nicorirund
やきかしや+sarana+
カリカリちゃんち
水音&BAMBOOCOFFEE
ko.no.mi
坂の上の焼しなる

Flower
ドライフラワー
花coco
モリ農園のドライフラワー

無料駐車場あります！
台数限定なので
乗り合わせ歓迎！

みんなできてね！
ご協力お願いします！

ご来園のお客さまにアンケートをお願いします

11月10日現在出店予定のお店
たろをご紹介しています。
当日までに変更になる場合が
ありますので、気になるお店
には直接お尋ねください。

姫路市では、地域における賑わい創出と持続的な公園経営を推進するために「事業者による都市公園での収益事業の展開」を積極的に支援していきたいと考えています。しかし現状では収益事業を受け入れる仕組みやルールが整っていません。そこで、桜山公園において試行的イベント（桜山公園マルシェ）を開催し、出店者や来場者の皆さんからのご意見を伺いたいと考えて、仕組みやルールを見直し今後の本格的な展開につなげる計画です。

【当日の様子】



主催：桜山公園マルシェ実行委員会 共催：姫路市公園緑地課・株式会社ホープ（桜山公園指定管理者）

桜山公園マルシェは「姫路市パークマネジメントプラン実施業務委託」のなかで実施するもので、姫路市公園緑地課では玉野総合コンサルタント株式会社に桜山公園マルシェの運営支援を委託しています。

(2) 桜山公園マルシェの開催にあたり実施した会議概要

平成30年度に実施した類型(ウ)「公園経営の可能性を考える公園」におけるワークショップへの参加者を中心に、桜山公園における試行的マルシェの開催に向けた会議を下記のとおり開催しました。まず、「企画会議」を3回開催し、試行的マルシェの内容等を検討した上で、「桜山公園マルシェ実行委員会」を立ち上げました。実行委員会での会議(全3回)により開催準備を進め、令和元年12月8日(日)に桜山公園マルシェを開催しました。また、桜山公園マルシェ開催後には、「マルシェ後会議」を実施し、桜山公園マルシェの企画や実施を通して気づいた課題等について、取りまとめました。

【桜山公園における試行的マルシェの開催に向けた企画会議(全3回)】

会議名	開催日	出席人数
第1回企画会議	令和元年8月30日(金)	9名
第2回企画会議	令和元年9月18日(水)	7名
第3回企画会議	令和元年10月7日(月)	9名

【実行委員会会議(全3回)】

会議名	開催日	出席人数
第1回実行委員会	令和元年10月7日(月)	4名
第2回実行委員会	令和元年11月6日(水)	4名
第3回実行委員会	令和元年11月29日(金)	4名

【マルシェ後会議(全1回)】

会議名	開催日	出席人数
マルシェ後会議	令和元年12月19日(木)	11名

(3) 出店者アンケート調査

① 調査概要

・調査対象と調査方法

試行的マルシェへの出店者への聞き取り、または郵送による返送により回収

・調査実施日

令和元年12月8日(日)または後日郵送

・回収結果

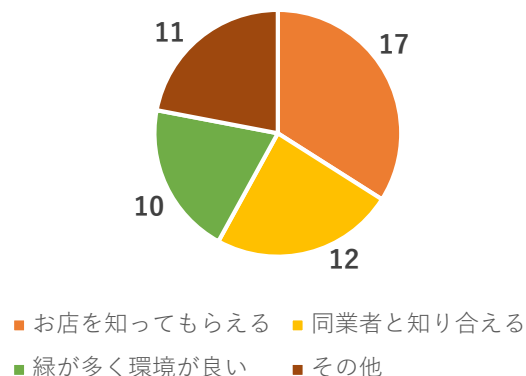
回収数31出店者、有効回収率72.1%

② 調査結果

[問] 公園でマルシェを実施することについて

- ・ 広くて良い雰囲気、開放的
- ・ お客さんが芝生広場でくつろいだり、小さい子どもを遊ばせられるので、家族で楽しめる
- ・ お店を知らない人も遊びに来て立ち寄れる
- ・ 区画が広く、ゆっくり見てもらえる
- ・ 景色や環境が良く、のんびりしてとてもよい
- ・ 乗り入れた車の横に店舗を出せるのがよい
- ・ 天気に左右されることが心配

[問] 公園で出店するメリット (人)



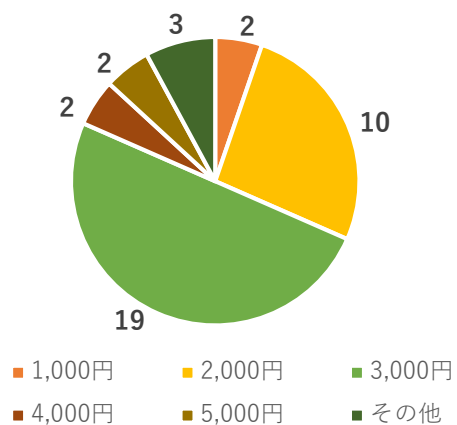
[問] 公園で出店する際に必要な設備 (人)

1	駐車場	19
2	トイレ	18
3	休憩施設 (東屋・ベンチなど)	8
4	日陰となるスペース	8
5	水道設備	5
6	電気設備	5
7	排水設備	4
8	その他	8
9	舗装スペース	0

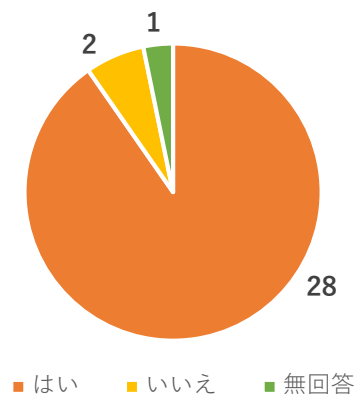
[問] 公園で出店する際に重視すること (人)

1	広い駐車場があること	20
2	人が多く集まる場所であること	15
3	交通の便が良い場所であること	13
4	各種設備が整っていること	7
5	周囲の環境や景色が良いこと	6
6	有名な場所であること	1
7	その他	8

[問] どの程度の出店料なら出店したいか (人)



[問] また桜山公園で出店したいか (人)



(4) 来園者アンケート調査

① 調査概要

・調査対象と調査方法

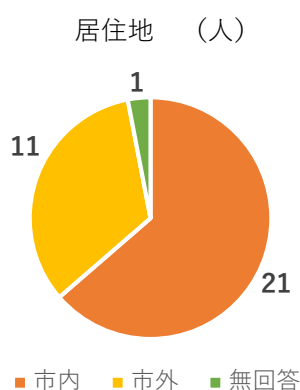
マルシェ来場者に聞き取り、およびアンケート用紙への記入により調査

・調査実施日

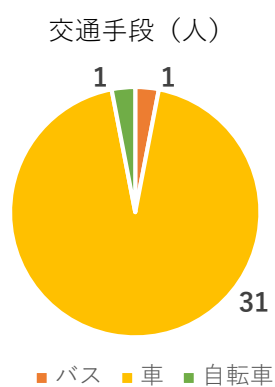
令和元年12月8日(日)

・回収結果

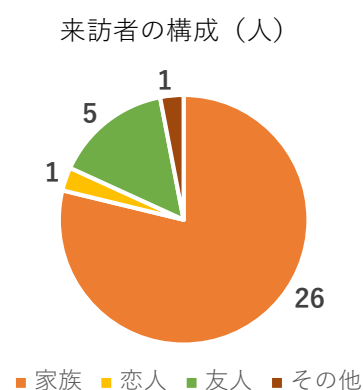
回答者33人



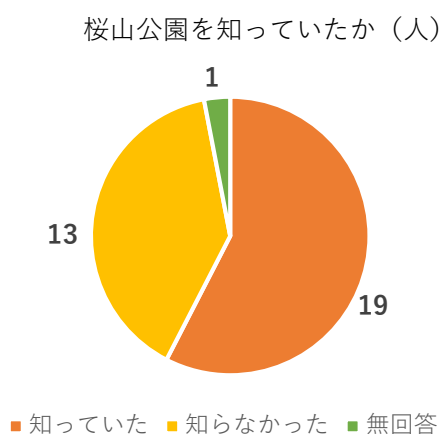
市内外からの来場者の割合は約2対1だった。



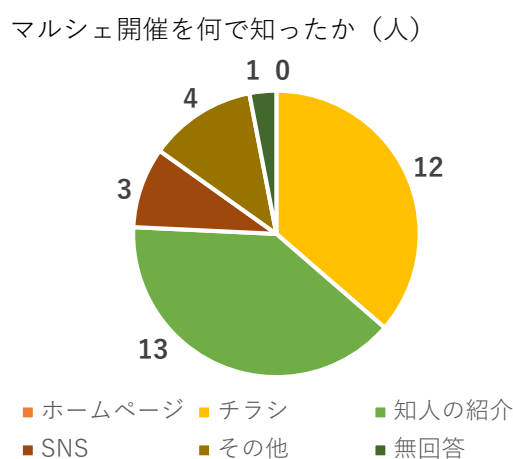
ほとんどの来場者が車で訪れている。



家族での利用が最も多い。



半数弱の回答者は、今回のイベントをきっかけに桜山公園の存在を知った。



「チラシ」と「知人紹介」が大多数を占める。また、「ホームページ」は0人だった。

その他、主な自由意見を以下に整理する。

【来場してよかった点（主な意見を抜粋）】

＜空間について＞

- ・広くて開放的な空間
- ・子どもが安全に遊べる
- ・犬を連れて来られる
- ・子どもが遊んでいる間に大人がお店を楽しめる
- ・音楽が流れていてよかった

＜出店について＞

- ・たくさんのお店の出店
- ・食事が美味しい
- ・手作りものがたくさん出店している

＜その他＞

- ・人混みがなくてよい
- ・手作りの案内板がよい
- ・まちなかのマルシェとは違った魅力がある

【不便だった点・改善した方がよい点（主な意見を抜粋）】

- ・駐車場が少ない
- ・夏は日影が少なそう
- ・広すぎて歩くのが大変
- ・ゴミ箱がない
- ・食事できるスペースが少ない
- ・遊具が壊れて使用禁止になっている
- ・芝生の上でベビーカーが押せない
- ・鹿のフンが多い

【必要と感じる施設（主な意見を抜粋）】

＜休憩施設＞

- ・東屋
- ・ベンチ
- ・木陰
- ・雨をしのげる場所
- ・授乳エリア

＜その他＞

- ・ゴミ箱
- ・自動販売機
- ・喫煙所
- ・案内マップ
- ・子どもが遊べる場所
- ・電源

【今後、桜山公園であると良いイベント（主な意見を抜粋）】

- ・マルシェ
- ・音楽イベント
- ・芝生を使うイベント
- ・季節的なイベント
- ・家族や子どもが楽しめるイベント
- ・スポーツイベント
- ・犬に関するイベント

【その他】

上記アンケートとは別に、会場の入口で「年齢」「マルシェを知った情報媒体」「どこから来ましたか？」の問いかけに対して、ボードにシールを貼ってもらうアンケートを実施しました。

この結果から、小学生以下の子どもがいる家族での来場が多く、チラシや口コミ、地元情報誌の効果が高かったこと、また、市外のかかなり広域からも多く来場していることが分かりました。

●年齢層

男性	属性	女性
18	乳幼児	16
17	3～5歳	25
14	小学 低学年	18
15	小学 高学年	11
1	中学生	5
4	高校生	2
1	大学生	1
3	20歳代	9
25	30歳代	41
11	40歳代	36
9	50歳代	22
2	60歳代	12
3	70歳代以上	9

●マルシェを知った情報媒体

リビング姫路	17
チラシを見た	36
Facebook	7
Instagram	12
ブログ	3
ホームページ	3
出店者の誘い	20
口コミ	13
その他	26

●どこから来ましたか？



(5) 桜山公園マルシェ開催の効果と課題の整理

桜山公園マルシェ当日に実施した来場者及び出店者に対するアンケート調査の結果と、マルシェ後会議で出された意見とを踏まえ、桜山公園マルシェ開催の効果と課題を整理しました。

	内 容
効果	【公園での実施】 ・ 円周道路を中心に、芝生側にまでにぎわいが生まれた。 (マルシェ実施が公園全体のにぎわい作りにつながった。) ・ 芝生があることで、子ども連れやペット連れが多く訪れた。 【公園内の施設】 ・ 円周道路を有効活用して、車両の乗入によるイベントが実施できた。 【会場までの交通手段と駐車場】 ・ ほとんどの利用者が車で来訪しており、鉄道駅から離れた公園であっても、集客が見込めることが確認できた。 【日常利用への展開】 ・ 本マルシェをきっかけに桜山公園を知ったと回答した来訪者が多く、このようなイベントの実施が、公園の知名度向上や日常的な来訪の促進につながる可能性があることが把握できた。 【開催までの手続き】 ・ 公園において事業者によるイベントを受け入れる際の流れや課題を、公園管理者と共有できた。
課題	【園内広場での実施】 ・ 公園整備時には、マルシェ等のイベント実施を想定していないことから、園内への出店用の車両の乗入等について課題がある。 【公園内の施設】 ・ 円周道路に車両が乗入れる場合の安全対策等に課題がある。 ・ 東屋、ベンチ等の施設が不十分との指摘があった。常設の施設でなくても、イベント時に貸し出せるテントやいすがあるとよい。 【会場までの交通手段と駐車場】 ・ 車での来場者が多く、隣接土地を駐車場として借りてもなお駐車場が不足した。 ・ 駐車場やその他の交通手段の確保が必要である。 【日常利用との区別】 ・ マルシェで火気等を利用しているため、日常的な利用ルールとの違いを明確にする必要がある。

【開催までの手続きや対応】

- ・ 2 か月前からしか使用許可申請ができないとなると開催予定が確定できず、広報や出店者等の募集などの準備が間に合わない。内容によっては半年前くらいから予約可能とするなどの対応が必要である。
- ・ 通常の公園開園時間がイベント開催時間（搬入～撤去）と合わないため、ルール化が必要である。
- ・ 搬入から撤去までを含めた明確な利用時間が公園管理者と実行委員会（出店者も含め）で共有不足であったため、明確に設定する必要がある。
- ・ 雨天時は延期にできるような使用許可の仕組みがあるとよい。
- ・ 使用面積の算出根拠がイベント開催に適応していないため、見直していく必要がある。
- ・ 新しいことを行う際、管理者側に従来のルールに合わせる意識が強く出ていた。新しいことを受け入れる柔軟な対応が重要となる。
- ・ 公園でイベントを受け入れる際のルールが整っていないため、人により対応や考え方に相違が生じやすい。指定管理者が判断に迷う場面に市と調整する仕組みを整えておく必要がある。

【その他】

- ・ 芝生広場内の鹿のフンへの対策が必要である。



第7章 パークマネジメントの実践

7-1 パークマネジメントの展開方針

パークマネジメントの取り組みにより「目指す姿」を実現するためには、市民や事業者と行政とが協働し、その取り組みを公園の魅力向上や公園への愛着の醸成に着実につなげていく仕組み作りが必要となります。ここでは、前述した3つの柱を受けて、本市が今後の公園運営を展開していく上での具体的な方針を示します。

■パークマネジメントの展開方針と取り組みメニュー



7-2 パークマネジメントの取り組みメニュー

(1) 展開方針1：地域で“育てる”公園

① 取り組みメニュー1-1：公園愛護会と地域とが一体となった公園の使いこなしの促進

公園愛護会を中心とした地域の方がより公園を利用し、公園への愛着を持ってもらえるように、地域が責任を持って公園を使いこなしていく場合には、希望する利用方法を認めていく取り組みを進めます。

具体的には、花火やバーベキューなど公園で行うことを禁止している行為であっても、地域の行事として地域が責任を持って防火対策等を整えれば実施を認めるなど、柔軟に公園での行為許可判断を行うようにしていきます。そのための取り組みとして、市への事前の届出内容の整理や、活動内容の確認方法などの検討を進めます。

【参考】公園愛護会が主体となったときに公園のできる取り組みの例

- ・自由な植栽管理（花植え、草刈り、剪定、イルミネーション）
- ・地域の交流行事での飲食の提供や公園でのキャンプ
- ・花火など火の利用
- ・ベンチ、遊具作り、樹名板作り
- ・ボール遊びのルール設定



② 取り組みメニュー1-2：活動の幅を広げる技術支援・物品購入支援

公園の維持管理・運営管理に関する様々な活動を積極的に行う意欲のある公園愛護会には、技術指導やアドバイス、物品の購入補助などの支援を行います。

具体的には、「公園愛護会マニュアル」など、公園愛護会が主体的に活動を行おうとする際に参考となる資料を作成するとともに、活動に必要となる物品の購入を補助する制度を創設します。また、地域の事業者が公園愛護会に対する支援活動を行う動機付けとなる制度の検討を進めるなど、愛護会活動を支援する制度の充実を図ります。

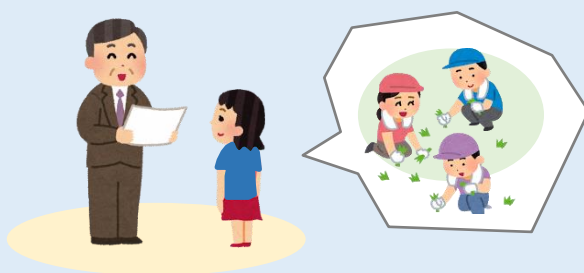


③ 取り組みメニュー1-3：より活発な活動につながる報奨制度の設置

公園愛護会の活動を活性化するきっかけ作りとなるとともに、積極的に活動する公園愛護会を支援する仕組みとして、報奨制度の設置を検討します。

具体的には、特徴的な活動を実践している公園愛護会や、愛護会活動の活性化につながるアイデアを市内の公園愛護会の中から毎年募集し、優れた応募を表彰するというものです。表彰された公園愛護会には、賞品などの授与や、活動に必要な費用の他、備品購入の一部を補助するような仕組みを検討します。

公園愛護会の他にも、市民活動団体や事業者など、公園の利活用の促進に貢献している市民協働の活動についても報奨制度の対象とすることを検討します。



④ 取り組みメニュー1-4：公園愛護会活動を支援する情報発信の充実

そもそも、公園愛護会という存在や活動内容は、多くの人に認知されていない状況があります。そこで、公園愛護会活動に取り組むきっかけや参考となるような情報の提供を充実させていきます。まずは、公園愛護会制度の内容（公園愛護会の役割、公園愛護会としてできること、各種手続きの方法 等）や、本市から公園愛護会への支援項目、活動を行う際の安全管理上の留意点などの情報を簡単に確認できるようにします。

具体的には、公園愛護会マニュアルを作成し、各公園愛護会への配布や本市のホームページへの掲載などを行います。また、公園愛護会のことをより広く知ってもらい、活動に興味を持ってもらうために、「広報ひめじ」や「ひめじプラス（市の公式アプリ）」の活用などの検討も行います。



（２）展開方針２：市民といっしょに“よみがえらせる”公園

① 取り組みメニュー２-１：市民のニーズやアイデアを反映する仕組み作り

市は公園設置者ですが、生活の身近にある公園の状況は、自治会や公園愛護会、また、公園周辺の住民など、日常的に公園に関わる地域の方々の方がよく把握しています。そのため、地域に愛される公園を目指し、公園の魅力向上に向けた取り組みを行うに際しては、地域の方が公園に望んでいることや問題点を共有する機会を設けることが不可欠になります。

例えば、公園の施設更新などを行う際にはワークショップを開催し、住民のアイデアを計画に反映する仕組みを作ります。このことは、ハード整備に際してのみ有効なものではありません。住民にとっては、自分たちのアイデアが形になることで、整備後の公園運営にも意欲を持ってもらえることにつながり、結果として、整備後の公園利活用にもつながっていくものと考えられます。その上で、積極的な利活用の活動に対しては、市からの支援が行えるような仕組みを検討します。



② 取り組みメニュー２-２：自発的な公園利活用を支援する体制整備

市民活動団体や事業者等が公園でイベントを開催したくなるような支援体制を整えます。

具体的な支援方法としては、地域の魅力向上や公園の継続的なにぎわい創出につながるものとして許可したイベントに対しては、市の広報媒体での情報発信や、利用しようとする公園の愛護会との連絡・調整の協力などが、まずは考えられます。

これまでは、公園愛護会主体の行事しか公園利用を認めていませんでした。今後、公園愛護会主体以外の行事も認めることで、多くの公園の利用が進んでいけば、新たに把握できる課題もあると考えられます。公園のある地域の特性も踏まえながら、体制については検討を進めていきます。

なお、指定管理者制度を導入している桜山公園では、指定管理者が窓口になった場合に市と連絡・調整することになった事例を積み重ね、民間事業者を誘致する際の枠組みの検討材料としていきます



【市内における参考事例】

姫路駅北にぎわい交流広場では、運営管理の一部を民間の団体に委託しています。その団体が広場利用の申請等の窓口になることで、民間の特徴を生かしながら多くのイベントを実現につなげています。前提となる条件などは異なりますが、今後の公園での取り組みの参考になると考えられます。

③ 取り組みメニュー2-3：住民が主体的に公園に関わるためのルールや手順の明確化

地域住民が主体となり公園ごとに独自のルールや利用方法を定められるようにすることは、公園の新たな魅力づくりにつながります。これは、公園が地域住民にとって使いやすい場になることでもあり、また、地域住民が望むような利用がされる場にもなるということです。

このことを可能とするためには、地域住民や公園愛護会が公園運営に関わる場合の役割や責任の所在、ルール決めの手順を明確にすることが必要です。具体的には、公園を安全に利用するための最低限の基準、公園施設の維持管理方法、公園設置者である市への申請等の手順などを整理する必要があります。

一方で、公園の維持管理を地域住民の手では負えなくなっている公園も出てきています。そのような公園に、市としてどのように対応していくかの検討も必要になっています。

これらの取り組みは、時代の変化に合わせた新たな試みとも言えます。一律的な取り決めを先に作るのではなく、事例を重ねながら、基準を整えていきます。

【参考】住民による公園の利活用例として想定される自由な遊び場作り

例) どろんこ遊び、ハンモック など



(3) 展開方針3：事業者との連携で“稼ぐ”公園

① 取り組みメニュー3-1：事業者との連携による公園整備・公園運営の推進

公園における事業者との連携手法には、「指定管理者制度」、「管理許可制度」、「設置管理許可制度」、「PFI制度」「Park-PFI制度」などの複数の制度があり、これらはいずれも、事業者が主体となり、公園施設の運営管理や整備等を行う仕組みです。

本市では、桜山公園に「指定管理者制度」を導入しているほか、手柄山中央公園において体育館や屋内プールなどの公園施設整備に「PFI制度」を導入して再整備事業を進めています。

今後もこれら事業者との連携手法の導入により、民間事業者のノウハウを活用した効果的で効率的な公園整備や運営を進めるとともに、整備した公園施設利用料等の収益を公園の管理運営費へと還元する流れを作ります。また、桜山公園の他にも、公園全体の管理運営に事業者との連携手法の導入が可能かについて検討を進めていきます。

【手柄山中央公園のPFI事業】

手柄山中央公園では基本計画に基づき、トップスポーツから市民文化までの幅広い交流空間の創出に向け、新体育館、屋内プールの整備やロックガーデンなどの既存施設の改修などの再整備をPFI事業により進めています。



手柄山中央公園 施設再配置（イメージ）
出典：姫路市ホームページ（主要事業の概要）

【設置管理許可制度による事例】

◆南池袋公園（東京都豊島区）

「設置管理許可制度」を用いて、都市公園内にカフェを設置した事例です。公募により選定された事業者が、施設の整備及び運営を実施し、新たな魅力作りに貢献しています。収益の一部が公園の管理運営費に還元されています。



② 取り組みメニュー 3-2：桜山公園での取り組み

桜山公園で試行的マルシェを開催した結果、イベントを開催すれば一定の集客を図れ、にぎわいを創出できることが確認できました。今後は、この成果を基に、桜山公園への民間事業者の誘致に積極的に取り組んでいきます。試行的マルシェにより判明した、集客を図る場合の課題は次のものが挙げられます。

【基盤整備が必要となる課題】

- ・自家用車ででの来場が多く、駐車場が不足している。
- ・イベント開催で必要となる電力・水道を利用できる設備がない。

【制度整備が必要となる課題】

- ・イベント開催に際して必要となる行為許可申請は使用予定日の60日前からしかできないため、準備に支障をきたす。
- ・机、いす、テント等、公園の貸出備品としてあれば主催者の支援となる。
- ・電力・水道は既存トイレの設備からの使用となるが、現状では使用料の規定がない。
- ・駐車場使用可能時間と、それに合わせた指定管理者の現地対応時間が、イベント開催時間と合わない場合の対応。



上記の【基盤整備が必要となる課題】は、一時的なイベント開催に対する課題に留まるものではありません。駐車場については、将来的に、民間活力による施設導入を図る際にも、集客数を制限する根本的な課題であり、電力・水道は、導入する施設の内容を制限するものともなります。これらの整備については、事業者を誘致するための基盤整備と位置づけ、検討を進めることとします。

また、【制度整備が必要となる課題】については、一時的なイベント開催を指定管理者の下で行うという、現在の管理体制から生じるものとも言えます。将来的に、民間事業者による施設導入が図られ、その事業者による公園全体の総合的な管理運営が行われる状況になった際には、課題ではなくなるものもあります。しかし、そのような管理運営体制になるには、少なくとも時間を要するため、行為許可申請の期日の前倒しなど、現体制で対応可能なものから、順次、取り組んでいきます。

③ 取り組みメニュー 3-3：公園管理運営費への資金還元の仕組み作り

公園の管理運営費の財源を得るため、公園内での自動販売機の設置や、公園利用者以外の駐車が多い公園での公園内駐車場の有料化、また、イベント開催場所として公園の使用を柔軟に許可するとともに、イベントで必要となるテントやいすなどの貸出を行うことで、公園使用料と備品貸出料を得るなど、収入機会を増やしていきます。

これらは単に収益を上げるためだけではなく、公園の利便性の向上につなげる取り組みでもあります。自動販売機の設置で得た収入を草刈機等の購入補助の財源とすることは、公園愛護会の活動を支援するとともに公園の環境向上につながります。また、駐車場の有料化は公園利用者が適正に駐車場を利用できることに寄与するほか、公園使用の柔軟な許可は公園のにぎわい創出に、備品等の貸出は市民主体のイベント開催の支援となります。

このように、公園内の利便性向上にともない得られる収益を増やしていくとともに、それらを公園の管理運営費の資金として還元する仕組みを整え、その結果として、さらなる公園の質の向上へと結びつけます。



④ 取り組みメニュー 3-4：事業者連携の手法判断のための試行的な調査の実施

桜山公園など民間活力の導入を検討する公園において、トライアルサウンディングを行います。この手法は、行政が活用を検討している公有財産に対し、事業者募集の公募をいきなり行うのではなく、まずは試験的に、民間事業者が提案を検討している事業を期間を定めて実施してもらう取り組みです。試験的な取り組みを何度も繰り返すことで、個々の公園に適した事業者誘致の方法を検討し、公募に向けた現実的な要件を整理し、サウンディングへとつなげていきます。

【サウンディング実施の目的

（出典：都市公園における公募設置管理制度 Park-PFI 活用の手引き）】

サウンディングの実施には下記2点の目的があります。

◆事業発案に係るサウンディング

- ・事業発案段階において、対象とする都市公園に関する方針を踏まえ、事業者からみた事業の市場性、実現可能性、施設整備に当たってのアイデアや事業手法等について、民間発想によるアイデアを求める。

◆事業化検討に係るサウンディング

- ・公募条件等の事項を開示し、当該公募条件を前提とした民間事業者の参画意向の確認や継続的な事業実施等からみた事業者の意見を確認する。

（４）取り組みメニューへの着手方法（各展開方針共通）

本プランの策定に向けて開催したワークショップや桜山公園マルシェ等により判明した課題と、これまでの公園の維持管理活動の中で把握していた課題とをまとめ、以下に、課題への取り組みの見通しを示します。

課題については、取り組み時期として次のとおり分類します。

○：早期に数年内に取り組むもの

◆：中長期的に取り組む検討課題

展開方針１に関する課題

- 公園愛護会活動を行う上での疑問解消と公園利活用の手引きとなるマニュアルの作成
- 公園愛護会の作業負担軽減に向けた草刈機や芝刈機の購入補助制度の創設
- 活動意欲の高い公園愛護会の表彰
- 公園愛護会の認知度向上に向けた情報発信
- 自動販売機の設置による財源の確保
- 公園愛護会の清掃作業時に近隣の土木・造園業者等の協力を得る仕組み

展開方針２に関する課題

- 公園施設更新等の設計時に住民意見を反映する場づくり
- 公園の活用により地域の魅力向上に寄与するイベントの市広報媒体での情報発信
- 公園のにぎわい創出につながるイベント開催準備時の公園愛護会との連絡・調整の協力
- 公園愛護会の清掃作業時に近隣の土木・造園業者等の協力を得る仕組み（再掲）
- ◆（仮称）公園コンシェルジュの育成

展開方針３に関する課題

- 行為許可申請の期日の前倒し
- イベント開催時に利用が見込まれる備品の貸出制度の創設
- 公園使用料が発生する項目の整理と料金の改定
- 桜山公園における駐車場の暫定的な増設
- 自動販売機の設置による財源の確保（再掲）
- ◆ 公園利用者以外の不正利用が多い駐車場の有料化
- ◆ 桜山公園における駐車場の本格整備
- ◆ トライアルサウンディングの実施など事業者との連携による公園活用の可能性検討
- ◆ 個別の公園における民間事業者による総合的な管理運営
- ◆ イベント開催が見込まれる公園での電力・水道の設備整備

これまでの維持管理活動で把握している課題

- 公園の植栽管理上発生する伐採樹木等の有効活用
- 枯れ葉等のたい肥化
- 開発公園の見直し
- ◆ 公園の一部舗装化
- ◆ 公園での農園利用
- ◆ 公園機能の再編

〔語句の説明〕

・ **公園愛護会の清掃作業時に近隣の土木・造園業者等の協力を得る仕組み**

土木・造園業者等が、専門的技術を生かし、公園愛護会の除草活動等に協力することで、本市発注の入札等においてメリットがある仕組みを整えること。

・ **（仮称）公園コンシェルジュの育成**

公園愛護会とともに公園の管理運営について考え、地域と外部との窓口にもなり、地域の課題解決を担えるような存在、いわば、公園と地域の総合案内・相談係のような役割となる人材を育成すること。

・ **開発公園の見直し**

面積が小さい、利用者が限られる、公園愛護会の担い手探しが難航する、どれだけ近隣に公園があっても開発行為ごとに公園を新設しないといけない等、多くの課題を抱える開発公園について、既設公園の機能を改善するなどの方法を取ることで、公園新設以外の方法で良好な空間と緑地の確保ができるように開発行為における公園の設置基準を見直すこと。

・ **公園の一部舗装化**

除草作業の負担が重く公園愛護会での除草が困難になっている公園について、草が生える面積を減らすために、グラウンド表面の一部を防塵舗装など土以外のもので舗装すること。

・ **公園での農園利用**

公園の利用がなく、公園愛護会も公園の維持管理活動が難しくなっている公園について、地域住民に公園の一部での耕作を認めることで、公園を住民が集う空間に戻し、合わせて耕作者に公園の維持管理を任せること。

・ **機能による公園再編**

一定の区域内にある公園で利用用途の役割分担を行い、それぞれの公園が連携することで、特色ある公園の整備と、各公園の機能の向上を図ること。

例）遊具中心公園、球技可能公園などの役割分担。

7-3 パークマネジメントの進め方

本プランは、策定することが目的ではありません。策定がスタート地点です。しかし、プランをまとめている段階でも、新型コロナウイルスの感染が広まるなど、社会は動き、人々の価値観が変わろうとしています。そのため、本プランの内容は、完成した時点ですでに立つべきスタート地点から一歩下がったものになっているとも言えるかもしれません。遅れを取り戻すには、実行していくしかありません。本プランは、本市が今後、公園行政を行っていく上での基本的な考え方です。掲げた理念に基づき、取り組みを進めていきます。

(1) 本プランでのPDCAサイクル

策定した本プラン（Plan）に基づき、取り組みを進めます。取り組み（Do）の結果、思うような成果が出ない場合があるかもしれません。だからといって、取り組みをしなくてよいものではありません。失敗の可能性があるからこそ、取り組みの検証（Check）を行うわけです。検証の結果を次の改善（Action）につなげなければ、それは失敗でしかありませんが、改善につなげれば、それは成果です。事前に定めた基準で成功としていたものも、時間の経過とともに、成功ではなかったと評価されるものになるかもしれません。本プランの取り組みには、短期的に成果が現れるものもあれば、息の長い取り組みになるものもあります。固定的な考え方にならず、Plan、Do、Check、Actionの各段階の中にもP・D・C・Aの過程があるものとして、状況に柔軟に対応しながら、積極的に実行します。

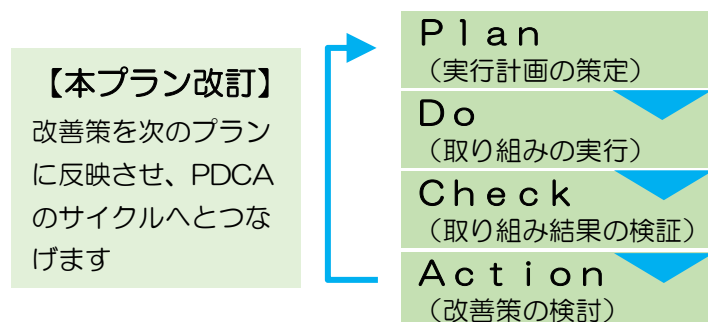


図 本プランにおけるPDCAサイクル

(2) ポジティブにアップしながら

本プランでは、PDCAサイクルを、取り組みの状況改善のためだけに行うのではなく、状況を、目指す姿へと向上させていくためにも行っていきます。これを、スパイラルアップ型とします。

また、本プランは、公園を焦点として策定しました。しかし、公園は都市空間の一部です。これまでも記してきたとおり、公園の維持管理は、総合的なまちづくりの一端を担うものであり、公園の課題を解決することは地域の課題を解決することでもあり、都市の抱える課題を解決するきっかけになると考えます。このように、公園をきっかけとして、周辺課題へも相乗効果をもたらしながら目指す姿に向かうための方法として、P D C Aサイクルを活用します。これを、ポジティブスパイラル型とします。

公園が、市民のため、地域のための空間となり、都市の顔にもなるように、P D C Aをポジティブにアップするよう運用することで、不断に取り組みを行っていきます。

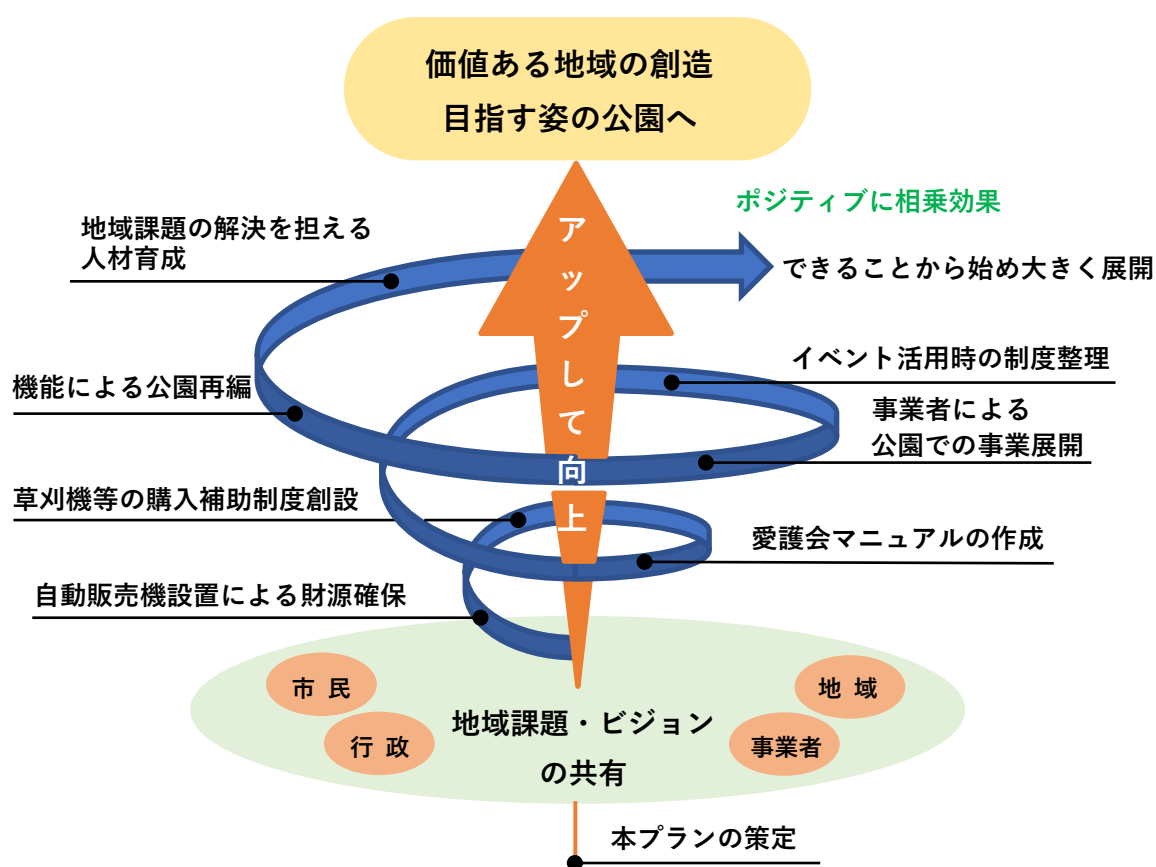


図 P D C A を活用した今後の展開イメージ

参考資料

【公園利用者アンケート用紙】

（１）あなたご自身についてお聞きします。

問１ あなたの性別を教えてください。

1. 男性	2. 女性
-------	-------

問２ あなたの年齢を教えてください。

1. 10歳代	2. 20歳代	3. 30歳代	4. 40歳代	5. 50歳代
6. 60歳代	7. 70歳代	8. 80歳代	9. 90歳代以上（ ）	

問２'（子ども連れの場合）お子さんの年齢を教えてください。〈複数回答可〉

1. ～未就学児	2. 小学校低学年	3. 小学校高学年～
----------	-----------	------------

問３ あなたのお住まいの地区はどちらですか。

1. 姫路市（ ）地区	2. 姫路市外
-------------	---------

（２）公園の利用についてお聞きします。（ ）公園

問４ この公園をどれくらいの頻度で利用されますか。

1. ほぼ毎日	2. 週数回	3. 週１回	4. 月数回	5. 年数回
---------	--------	--------	--------	--------

問５ この公園を利用する目的は何ですか。〈複数回答可〉

1. 散歩（通り抜け）	2. 子どもの遊び	3. 軽運動	4. 行事、イベント
5. 休憩	6. 自然観察	7. その他（ ）	

問６ この公園を誰と利用されることが多いですか。〈複数回答可〉

1. 一人	2. 友人	3. 夫婦（カップル）
4. 家族（子ども連れ）	5. その他（ ）	

問７ この公園の利用時間はどのくらいですか。

1. 30分以下	2. 30分～1時間	3. 1時間～2時間	4. 2時間以上
----------	------------	------------	----------

問８ この公園までの移動手段は何ですか。

1. 徒歩	2. 自転車	3. バイク	4. 自家用車	5. バス
6. その他（ ）				

（３）姫路市の公園の魅力と課題についてお聞きします。

問９ あなたが感じる姫路市の公園の魅力は何ですか。〈複数回答可〉

1. 樹木や草花など豊かな自然がある	2. 眺望や風景がよい	3. 季節の変化を感じられる
4. 子どもを遊ばせられる	5. のびのびと体を動かせる	6. ゆっくりと休憩できる
7. イベントなどで交流ができる	8. 人が多くて活気がある	9. 歴史や文化を感じられる
10. その他の意見（ ）		

問10 市内でよく行く（行きたいと思う）公園があれば理由と合わせて教えてください。〈複数回答可〉

1. ない	2. ある：（ ）公園、理由（ ）
-------	-------------------

問11 あなたが感じる姫路市の公園の課題は何だと思いますか。〈複数回答可〉

1. 樹木や草花など緑が少ない	2. 樹木や草花などの管理が悪い	3. 休憩施設が少ない
4. 日陰が少ない	5. 施設が古く整備が不十分	6. 遊具が少ない
7. 売店や自動販売機がない	8. 駐車場がない又は狭い	9. トイレがない又は汚い
10. 人が少なく活気がない	11. 雑然としていて落ち着かない	12. 防犯面で不安を感じる
13. マナーを守らない人が多い	14. 禁止事項が多く利用しにくい	15. 施設の予約が取れない
16. その他の意見（ ）		

問12 市内であまり行きたくないなど悪い印象がある公園があれば理由と合わせて教えてください。〈複数回答可〉

1. ない	2. ある：（ ）公園、理由（ ）
-------	-------------------

（4）これからの姫路市の公園に期待することについてお聞きます。

問13 今後、あなたが身近な公園で「やってみたいこと・できると良いこと」は何ですか。〈複数回答可〉

1. 公園で地域のイベントやバザー、ミニ演奏会など様々なイベントを開催できる
2. 公園でバーベキューや花火ができる
3. 公園内のコワーキングスペース（パソコンなどでの作業スペース）で仕事や勉強ができる
4. 子どもたちが火遊びや穴掘り、木登りなど通常の公園ではできないような遊びができる
5. 公園で花や野菜を育てて収穫するなど、気軽に園芸体験ができる
6. 公園内のカフェなどでゆったりと飲食を楽しむことができる
7. ペットを公園でのびのびと遊ばせることができる
8. 公園内の保育園や託児所に子どもを預けられる
9. その他の意見（ ）

問14 その他自由意見

例：公園に設置してほしい施設、開催してほしいイベントなど

～ アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。～

いただいた回答は、今後の姫路市の公園のより良い維持管理や運営のために活用させていただきます。

【公園愛護会アンケート用紙】

公園愛護会活動についての調査アンケート

(アンケートは両面印刷になっています。)

(1) 公園維持管理活動の状況についてお聞きます。

(《番号》)

問1	活動公園名を教えてください。 公園名(《公園名》)
問2	公園愛護会の主な活動母体について教えてください。 1. _____ 自治会 2. _____ 子供会 3. _____ 老人会 4. その他(_____)
問3	公園愛護会の人数と年齢構成について教えてください。 合計:(_____)人 内訳: 10代(_____)人 20代(_____)人 30代(_____)人 40代(_____)人 50代(_____)人 60代(_____)人 70代(_____)人 80代(_____)人 90代以上(_____)人
問4	公園愛護会の活動頻度(年間の延べ回数)について教えてください。 週(_____)回 月(_____)回 年(_____)回
問5	通常の平均活動人数について教えてください。該当番号に○印をつけてください。 1. 5人以下 2. 6人~15人 3. 16人~30人 4. 31~50人 5. 51人以上(約 _____ 人)
問6	現在、取組んでいる公園維持管理活動の内容について教えてください。該当番号に○印をつけてください。【※複数選択可】 1. 清掃 2. 除草 3. グラウンド等の利用調整 4. 公園に対する要望の窓口 5. その他(_____)
問7	現在、公園維持管理活動以外に公園で取組んでいる活動があれば教えてください。 自由記述(_____)
問8	委託料をどのように利用していますか。該当番号に○印をつけてください。【※複数選択可】 1. 用具の補充 2. 飲み物 3. 公園愛護会の運営費 4. 日当、手当 5. その他(_____)
問9	委託料で用具の補充をしている場合、どのような用具を購入していますか。 自由記述(_____)
問10	公園愛護会以外に公園で定期的に活動している団体はありますか。活動内容と活動頻度、活動団体名を分かる範囲で教えてください。 自由記述(_____)

問26	活動している公園の駐車場台数について教えてください。該当番号に○印をつけてください。 1. いまのままで良い 2. 多い 3. たりない
問27	問26で「たりない」と答えた方にお尋ねします。 何台ぐらい不足していますか。 ()台

(5) その他

問28	その他自由意見 例：公園に設置してほしい施設（バーベキースペース、大人向けの健康器具、遊具）
-----	--

以 上

ご協力ありがとうございました。
いただいた回答は、今後の姫路市の公園のより良い
維持管理や運営のために活用させていただきます。



姫路市パークマネジメントプラン

お問合せ先

姫路市役所 建設局 公園緑地課・公園整備課

〒670-8501 兵庫県姫路市安田4丁目1番地

TEL : 079-221-2413 (公園緑地課) 079-221-2415 (公園整備課)

FAX : 079-221-2593 (公園緑地課) 079-221-2593 (公園整備課)